

平成27年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成27年6月18日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成27年6月18日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成27年6月18日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成27年6月18日 16時14分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	7 番	石 田 春 子		1 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成27年第2回笠置町議会会議録

平成27年6月11日～平成27年6月18日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

平成27年6月18日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

4番議員、西村典夫君の発言を許します。はい、西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

まず初めに、いこいの館についてお聞きをします。

今月いっぱいがかしばが撤退され、一時休館されるというニュースが広がりました。私のところへも、ほかの業者の方からや町内外の方から、何件もの問い合わせや心配される声が届けられました。その大部分の方は、閉めてはいけない、地方創生元年でもあり、なおさらで、何としても存続すべきというお声でありました。

まず、町長から、かけがえのない町の財産であるいこいの館、必ず守っていこうとされるお気持ち、まずいただきます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） おはようございます。

ただいま西村議員の質問でございますが、いこいの館を残すのかどうか、当然、残していかなければならないと思います。

議長（杉岡義信君） はい、西村君。

4番（西村典夫君） 4月11日付、また6月2日付の京都新聞の報道で、7月いっぱいでもリニューアルし、8月には再オープンしたいと言われております。この予定に変わりはありませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） それは、あくまでも予定でございます。できることなら、それ以前に開

業を目指したいと思います。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） これは予定であり、できればこれよりも早く再オープンしたい、そういう答弁をいただきました。

リニューアル工事について1,990万6,000円予算計上されております。かけがえのないふるさと基金から繰り出されます。今回の分で、あと1億4,000万円ほどになってしまいます。少しでも将来のために残しておくためにも、相見積もりされることや、以前から申ししておりますが、今回の修理の中で大部分を占めております1,200万円ほどかかるお湯漏れの工事、ほかの施設でも同じ故障があり、直された方法は、配管を外に出され、修理をされました。全く違和感は感じません。経費もかなり削減できると思います。

以上、申しましたように、修理しなければならないのは、当然、手を抜かずに修理すべきであります。こういうことも取り入れられ、修理に当たっていただきたいと思います。どうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 先日の補正予算の件だと思います。それまでに、いこいの館の運営委員会におきましても、御説明を申し上げているとおりであります。少しでも安く仕上げていきたい、そういう気持ちに変わりはありませんし、そのようにやっていくべきだと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 6月11日付の新聞によりますと、今、8業者の方と接触していると報道がされておりました。8月に再オープンしたいのであれば、これに合わせようとされるならば、既に次にお任せする業者が決まっていなければならないのではないのでしょうか。業者側も、体制をつくるのに1カ月以上はかかるのではないのでしょうか。まだ、業者も決まっていない、それなのにまだできれば夏休みに間に合わせたい。心配するわけですが、その辺は大丈夫なんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いまだに業者も決まっていないのは怠慢であると、そういう意味のことをおっしゃりたいんだと思います。私も、そういった決して手を抜いている、そして業務そのものに怠っているという意識は全くございません。できるだけ慎重に、今までの過ちを繰り返さないようなためにも、慎重に慎重を重ねて業者の選定に当たっているつもりでおり

ます。そのことについては、いこいの館運営委員会通じて、皆さん方に御報告を申し上げているとおりであります。ただ、やはりせっぱ詰まった状態にあるというのは間違いはございませんので、できるだけ早い時期に業者を決めていきたい、そんなふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私は、怠慢とか、手を抜かれている、そういう気持ちは全くございません。ただ、今の段階で業者が決まっていないのに、8月からオープンできますか。そういうことを心配して、私は申しております。

閉館中でも、お湯は沸かし続けなければいけません。そのための費用は、1カ月227万円計上されております。完全な町の持ち出しです。このような状況は、一日も早く解決しなければいけません。業者のやりとり、かなり厳しいものとお聞きをしております。今は、総売り上げの3%をわかさぎにいただいておりますが、過去のデータでは、次の業者からいただくことは難しいのではと思うのですが、町長はどのようなスタンスで交渉に当たられておられるのか、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 業者の選定に当たっては、いろいろと条件が出ております。その条件につきましても、いまだ申し上げる段階ではございませんが、皆さん方に業者の選定に当たっては全てその内容を御提示申し上げて、御説明申し上げ、その中から皆さんと御相談申し上げて業者を決めるんだということを、私は、かねてから申しているとおりであります。

ですから、これからの業務に当たっては、それぞれの業者の条件を今聞いている最中であり、だから、決して怠慢ではありません。怠っているのでもありません。一生懸命、今、業務に当たっている最中ですので、もう少しお待ちをいただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 話は戻るわけですが、4月11日付の報道に関してですが、なぜ公募されないのかおかしい、水面下で話を進めているなど、たくさんの方が言われました。私は、町が次の業者を探しているのではなく、わかさぎが次の業者を探しているから、あえて公募しなくてもいいのですと答えてきています。

町長、私、思いますには、町長とされての発言、わかさぎの社長としての発言、区別されなく誤解や不安を生んでしまっているのではと、私は、心配しております。町長は、新聞報道の中で、業者委託や指定管理などの形態がいいか、また福祉目的の施設にすることも含めて早急に結論を出したいとも言われております。今、業者と接触させていただいております。

これは、町長としてでなく、わかさぎの社長としてしていただいていると、私は理解しているわけですが、確認をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの西村議員の御質問でございますが、町長としてあるいは社長としての発言が混同されているということをおっしゃっておられます。私は、あえて言うならば、私の立場は町長であり、わかさぎの社長でもあります。それは、昼も夜も、食事中も、一杯飲んでいるときも、その立場に変わりはありません。いつまでも、私は、その立場でお答えをしているつもりであります。住民の皆さん方からも、お酒を飲んでいるときにいろいろ質問をいただきます。私は、それなりに誠心誠意答えているつもりでございます。

今、西村議員のおっしゃる社長としての発言か、あるいは町長としての発言か、混同しているのではないかとということでございますが、私は、そういったつもりは全くございません。住民の皆さん方からも、そういった指摘を受けたこともございません。他の議員からも、そういった発言をいただいたこともございません。

ただ、西村議員に、そういったいわゆる混同しているという、そういった誤解をされるような発言があったとするならば、私は、住民の皆さん方にも陳謝しなければならないだろうと思います。西村議員にも混同されているということをおっしゃっておられますので、そうしたことがあるとするならば、謝っていかなければならないだろうと思います。しかし、私の立場は、あくまでも先ほど言ったとおりであります。私は、ごらんのとおりの高齢でもありますし、口下手でもありますので、議員の皆さん方に、まして西村議員に詳しく納得のいくような説明ができなかったんだらうと、これは深くおわびを申し上げたいと思います。しかし、私が、発言がそういったことであるとするならば、西村議員におかれても、個人的に、松本、こうではないのかという助言をいただければ、なおありがたかったかなという思いがあります。

また、これからの発言については、慎重に慎重を重ねながら発言をしていきたい、そんなふうに思います。社長としてあるいは町長としての混同した発言が、どのような形でいつ発言したのか、御説明をいただければありがたい、そんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、次の業者を選定しているわけですが、町長とされての行動でしたら、それは町がしていることとなります。町が委託する先がその収支を生むような形態の中で、町が公募もしなくて水面下で選ばれる、これは問題があります。わかさぎの社長である立場

であるならば、それはあえて通ると思います。私は、そういうことを指摘しているわけです。次に移ります。

指定管理のことも言及されております。今の現状では、わかさぎは、全部、町のものではありませんから、この制度は使えませんが、これは町長としての発言であると思います。また、目的外使用をすることも、町長とされての発言であります。このように、今申しましたように、そういう区別をつけられての発言を、私はしてほしい、そういうことを申しております。

また、お聞きしたいんですけれども、福祉目的の温泉施設にすることも視野にするとおっしゃっております。私は、ちょっと待てと言いたいのですが、具体的に町長は特養やグループホーム、ショートステイとか、温泉施設を変えて、こういう施設にしていくお考えがあるのか、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いこいの館の今後の運営については、いろんな方法があると私は申し上げています。だから、今の現状の姿の中でやっていくのも一つの方法だろう、また福祉目的にある一部を変えていく、あるいは全面的に変えていく、いろんな方法があつてしかりやろうという話を、私はしているわけです。だから、今後の方針として、全てを変えていくと、そういったことは全く言ったつもりは、全くありません。いろんな方法を、みんなで考えたらどうだろうかということをおっしゃっています。それは、あくまでも株式会社かしばが28年6月まで営業をしていただいて、その後どうするんだという話になってくると、そういったこともあるんじゃないですかと、こういう話を、私は、したつもりであります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 温泉施設を介護施設に変えることは、よほどの期間、よほどの金額がかかってきます。こういうことも、慎重に発信をしていただきたい。私は、そのように思います。

次に移ります。

有限会社わかさぎを、どうするかです。以前、何回もわかさぎをなくし、町直営にすべきとしつこく質問をさせていただいておりました。直近、去年の6月議会におきましても、わかさぎの財産をどのように移していくか、また町の出資金8,000万円をどう扱うか、税理士さん、また顧問弁護士の方と相談して26年度中にはめどを出したいと答弁をいただい

ておりますが、さきの3月議会では、前に進むどころか、わかさぎはまだ当面存続させたいとまで言われるようになってきております。どこでどう判断を変えられたのでしょうか。わかさぎを残すメリットは、あるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 有限会社わかさぎについての質問だと思います。

有限会社わかさぎにつきましては、議員も、いこいの館運営規則、条例をごらんいただきましたら、いこいの館の管理運営については有限会社わかさぎが担うということになっておりますので、ごらんおきをいただきたいと思います。そうした中で、私は、先ほども申し上げたように、平成28年6月まで株式会社かしばが運営いただくとするならば、いろんな後の方法は考えられるであろうということも申し上げてまいりましたし、有限会社わかさぎがそれまでの間、業務に当たっていくというのは当たり前のことだと思います。

また、有限会社わかさぎの残してのその意味はどこにあるのか、私は、当初から有限会社わかさぎが管理運営をしてきたと、この事実は変わらないわけであります。有限会社わかさぎを、じゃ解散する意義がどこにあるのか、逆にお伺いをしたいと思います。有限会社わかさぎにつきましては、やはり行政と違う民間での、有限会社わかさぎは民間の会社であります。民間のノウハウをいこいの館の運営に発揮することこそが、私は、意義があるんだと、そんなふうに思っています。西村議員おっしゃるように、有限会社わかさぎを残す意義はどこにあるのか、私は、大いにあると思います。逆に、有限会社を解散する意義がどこにあるのか、解散しなければならない理由はどこにあるのか、お聞きをしたい、そんなふうに思います。

私は、やはりこれからの運営については民間のノウハウを生かしていきたい、そんなふうに思っておりますので、有限会社わかさぎが解散とするならば、また議会にもお諮りをさせていただきたいと思います。そして弁護士、そして税理士ともいろいろと協議をしてまいりました。その結果、やはり8,000万円の出資金、あるいはいこいの館の持っている償却資産の処分方法等についてもいろいろ協議をしてきましたが、このままのほうが、今の最近の状況を考えるならば、このままもう少し続けたほうがベストであろうという結論に達したわけであります。そういったことを踏まえて、今回の業者の選定、これからのいこいの運営をやっていくと、そういうふうに考えているところであります。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、町長の答弁から、有限会社わかさぎは民営であると、そういう民営

の力を発揮して今までやってきたし、これからもやっていくと答弁をいただきました。果たして、私は、そういう役目を果たしているのかなと、私は疑問に思っております。今回も、もしも町直営になっておりましたら、指定管理者制度を利用もできて、公正でオープン、わかりやすい公募もできていたわけですし、税金も納める必要もなくなります。万一のときの目的外使用をされる時も、町営の施設にしておかなければなりません。

先ほど、業者とのやりとりについても、少しお聞きしました。売り上げの中から幾ばくかいただけることにこしたことはないのですが、不透明であります。逆に、管理料や赤字補填まで、要求される心配もあります。そんなことが見え隠れするわけですが、わかさぎの収入ゼロになる可能性が高くなります。バイト代払うにしても、地方消費税にしても、全て全て町の財源になってくるわけです。

このようなことを考えますと、私は、わかさぎはなくしていかれるべきというように思うわけです。参与は、この作業は6カ月かかると言われました。私は、逆に6カ月あればできるというふうに理解をしております。私は、このようなことで、わかさぎをなくしていくべきだと思っております。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 西村議員の話の中に、指定管理をするには6カ月かかってもいいじゃないかという意味のことを今おっしゃったと思います。今の状況の中で6カ月閉めていくという話は、全く不可能な話だと思います。やっぱり、いこいの館にはデイサービスを併設しているという福祉の大きな拠点の一つでもあるわけでありまして。そういったところを、6カ月でも閉めていくというような話は、私は、ならない。

そして、指定管理の話をおっしゃったと思います。指定管理につきましては、私は、指定管理も一つの方法であろうとは思いますが、今その時期ではないと思います。指定管理というのは、西村議員もおっしゃるように、赤字が出たならば、当然、管理料も払っていかなければならないわけです。それで、第三セクターにするのか、指定管理にしていくのか、そういった形、第三セクターであるとするなら現在の有限会社わかさぎを存続する必要がある、しかし指定管という話になってくると、有限会社わかさぎを清算しなければならないという。清算するにはどうするか、私は、償却資産6,000万ほどあると、先ほども申し上げたと思うんですが、償却資産の処分については、6,000万余りかかります。これをどうするかという話になってこようかとも思います。これについては、いろんな処理の仕方があるそうです。ただ、出資金の8,000万については、もはや出資金8,000万の存在はな

いと考えていただいて、私は、結構かと思います。

だから、そういった意味においても、これからのいこいの館の運営については、非常に厳しいものがある。我々、今、業者を即選定することができないというのは、そこにあるんです。ですから、これからのいこいの館の運営については、当然、赤字を覚悟でやっぱり当たっていかねばならない。私は、最低限プラマイゼロにしたいなという、そういった思いでいるところです。そのところで、今の当たっている業者の中では、当然、先、赤字補填をしてくださいよという業者も大手の中にはあります。こういったのが、やはり現実の姿だと思ふんです。

現在、温浴施設を、滋賀県甲賀市の温浴施設なんかは、もう閉めにかかっておられます。閉めておられるそういう温浴施設も、実はあるんです。何でなんだ、赤字が出るからなんです。だから、そういった厳しい情勢というのは、これは笠置だけではないと思います。全国的に、そういった傾向にあるように思います。そこで、やはり我々がどうやってこう歯を食いしばり、存続していくかということについても、積極的に皆さん方の御協力をいただきたい。ただ、わかさぎを解散したらそんでいいというものではないと私は思います。だから、存続するならば、存続をしながらどうしていこいの館を運営していくんだという、そういった前向きな御意見をいただきたいと私は思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私は、指定管理者制度が使えるまで6カ月間を休館しなさいなんてことは、一切言っておりません。仮に今、町直営になっていけばこういう制度が使えた、そういうことを、私は申しました。そういう誤解をされております。

今回、わかさぎが契約途中で撤退をされます。非常に残念であります。次も業者に委託をされます。教訓を生かしていかなければいけません。このことも何度も町長に要望したことでありますが、かしばに委託されるとき、町長は、月1回トップ同士で話し合う場を持つ、二人三脚で集客にも努力していくと議会でも発言をされておりました。去年の6月にも同様な答弁をいただいております。ところが、最近忙しくてトップ同士の話し合いはできていない、企業に任せたら営業の中まで立ち入れないと言われるようになっております。

私は、最初に言われたようなことをされておりましたら、見解は変わっていたのではないかとも思っております。今後、ほかの業者の方と契約をされる予定になっております。信頼関係の構築、町としても集客努力に最大限努力をしていく必要があると思います。その辺、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 私の発言の中で、かしばの社長と月1回会談する、確かにそのつもりで
おりました。しかし、双方にやはり仕事を持っております。特に、かしばの社長については、
多角的な経営をやっておられまして、非常に忙しい方であります。そういった時間も持てな
かったのも事実であります。しかし、協力関係、お互いの信頼関係については、私は、お互
いにあった、構築していた、そんなふうに確信をしております。

それから、私のかしばとの信頼関係がもっとあったとするならば、今の撤退ではなくして、
もっと続いたのではないか、このようにおっしゃったと思います。私の責任だということをお
っしゃっておられると思うんですが、私は、重々その責任は感じております。感じながら
も、やはり企業の話です。企業というのは、もうからない仕事は一切やらないという、これ
は鉄則だと思います。

そういった中で、やはりどれぐらいの赤が出ているのか、そんなことは、私は、全く営業
の中身まで立ち入ったことは聞いておりませんが、やはり赤字であるから、私は、撤退する
んだということをかしばの社長から説明を受けております。私も、以前は商売人の端くれで
した。もうからん商売はやめたほうがいいというのは、鉄則です。それならばやむを得ませ
んねということで、私は、かしばの社長との話の中では了解したと、そういういきさつであ
ります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今後のいこいの館は、次の業者の方のやる気や本気度が問われるわけ
ですが、もう一步、町のかげがえのない財産、みんなで守ろうという機運を高めることだと、
私は常に言っております。赤字ローカル路線、存続させるのにみんなで乗ろう運動されて、
存続されている路線もあります。私たちの風呂、みんなで入って私たちの財産守っていこう、
そういう仕組みをつくっていく努力も必要かと思っております。老人会や社協、区長会など、協力
お願いしていくこと、大事だと、私は思っております。そういう取り組みの中で、いろん
ないこいの館に対するアイデア、意見なども寄せていただけると、私は思っております。月に
一度、皆さん、風呂に入っていいただければ、赤字の半分以上はクリアできます。机上の空論
でなく、決して高くないハードルだと、私は思っております。ぜひ、このような取り組みを
してください。

私は、将来、こういう機運が高まれば、シルバー人材などを中心にみんなで寄ってかかわ
って運営できるのではと思っております。1,400人の人口のまち、シルバー人材で温泉

経営、上勝町に負けないぐらいの発信は私はできていると思っています。それに町長、どうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 今、一つ提案をいただきました。シルバー人材センターでいこいの館を運営すると、こういうことをおっしゃったと思います。それで、できるんですね。シルバー人材センターというのは、今、笠置町にはありませんが、これから立ち上げながらシルバー人材センターでいこいの館の管理運営ができるという意味のことをおっしゃったと思います。できるとするならば、一度、提案をぜひ示していただきたい。そして、今回の業者の選定に当たっても、そういったことの話を実績に受けとめながら皆さんと協議をしてまいりたいと、そんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私は、シルバー人材云々は言うておりません。私は、そういう……

（「言いました」と言う者あり）

4番（西村典夫君） 言うていません。

（「今言うたやん」と言う者あり）

4番（西村典夫君） 言うていません。

私は、そういう取り組みをされる中で、そういう機運を高まって、そういうシルバー人材の方を中心にこういういこいの館の運営にかかわっていただけるのではないかと、そういうことを、私は申しております。わかっていただけましたか。

（「わかりません。はい、議長」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いこいの館の運営に関して、シルバー人材がかかわっていくということをおっしゃいました。かかわっていくということは経営をしていく、経営の一端を担っていくという意味ですね。それが、できるんですか。やっていただけるのであれば、私は、大いに賛成だと思いますよ。今、シルバー人材、シルバー人材センターがかかわっていくんやということをおっしゃいました。そういうことをかかわっていただけるんですね、その企業の運営にもかかわっていただけるんですね。それを、まずお聞きしておきます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私は、シルバー人材の方が中心になって運営をしていく、そういう発言ではありません。そういう運営に笠置町のシルバー人材の方がかかわっていただく、そうい

うことを、私は言っております。

はい、次に移ります。

災害についてお聞きをします。

9月に予定をされております防災訓練について、内容、規模はどうか、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

かねてから、避難訓練については、この一般質問なりのところで回答させていただいておりますが、一応、総務財政課内での打ち合わせをしておりますが、何せ今回初めて行うこととございまして、手探りの状態で、ほかの状況も聞きながらという、ほかの自治体でどういふことをされているのかというところを聞きながら、今、考えているところでございます。

それで、一応、府なり近畿圏で9月で大きな防災訓練毎年されているんですけれども、それが今回も9月にあるということで、一応予定といたしましてはそのころを考えておりましたが、消防団とかの動員とかもありますので、今後、時期についても、また7月に開催させていただきます区長さんの会議の中でも調整させていただきながら検討させていただきたいと思っております。

今回、内容につきましては、先ほども言いましたように、初めてのことでありますので、まず第一弾といたしまして、避難経路の確認等に重点を置いた中身になるのではないかとということで、今、調整しております。まだ、何せ初めてのことでありますので、いろんなことが調整段階というところで御了解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） はい、西村君。

4番（西村典夫君） 今、課長のほうから、まだ具体的には決まっていないうことでありますが、私から2点ほど提起をさせていただきます。

初めに、訓練の日には、各集会所に設置してあります防災行政無線、また屋外機、実際に使いこなせるよう、テスト的に実際使っていただいてみるべきと思います。まだ、十分に使い方などを周知できていないのではないのでしょうか。また、屋外については鍵がかかっている状況です。そういうことを思いますと、テスト的にやってみる必要が、私は、あると思いますが、その辺、どうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

今の御質問、お答えさせていただきます。

それぞれの地区ごとで訓練のほうも考えておりますので、もちろん、その無線機の運用も視野には入れております。それで、災害発生いたしましたので避難始めてくださいというような放送を入れてからの訓練にまずなるのではないかと。ただ、そのためにも、消防団の方にもお願いしないとイケませんので、日程につきましては、その府とかの消防訓練と重ならないような日程で調整させていただきたいというところで、まだ決まっていないというところになります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 以前にも申しましたが、屋外機については誰でも使えると答弁をいただきましたが、いつ、どんなとき、誰がなど、使用要綱のようなものをつくられたほうが良いと思いますが、その辺、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

御質問、お答えさせていただきます。

使用要綱といいますか、手順につきましては、防災、それぞれの地区にありますボックスの中に担当者のほうが入れて、簡単に図式で説明しておりますので、使い方については見ていただけたらわかるような形としております。昨年度も、各地区それぞれ日程調整しながら、担当者のほうで、区長さん、役員さんの方には使い方についてを説明していたしましたので、その手順を書いたものも入っているということも説明させていただいております。まだ、それでも不足なり、ちゃんと実際使えないとということもあると思いますので、それは訓練時に実際に触っていただきながらということにはなるとは思います。昨年度もボックスあけていただいて、ここにこういうなんがあって、この状態でという説明はさせていただいているということで報告受けておりますので、それでお答えとさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今度の防災訓練、要支援者、特に避難行動要支援者の方々に対して、実際に支援して避難訓練をできますようなことを考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの御質問でございます。

要支援者につきましては、保健福祉課所管で作成させていただいて、このたび防災計画の中で、平常時でも公開できるような規定にさせていただきましたので、訓練に当たりましては、総務財政課と連携を密にして、今後、計画してまいるところはしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） そのような取り組みもこれから前向きに検討して実施していく、そのように、私はお聞きをしました。

確認をさせてほしいんですけども、避難行動要支援者への取り組みは進んでいるんでしょうか。要支援者の名簿はできていると答弁させていただいておりますが、この名簿は要介護3から5の方、身体障害者手帳のお持ちの1・2級の方など、決められた基準におられる方をリストアップされているだけで、実際、この中にも独自の判断、自力で避難できる人もおられるのではないのでしょうか。また、反対にリスト以外に必要とされる方もおられるのではないのでしょうか。その辺のところをどう把握をされておりますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの御質問の中で、まだ笠置町の防災計画書の配布がちょっとおこなわれているようにお聞きしておりますので、明確では御承知いただいていないかもしれませんが、笠置町防災計画書の中では、今、議員さんが言われましたように、要介護3から5、身体障害者手帳1・2級、それから療育手帳A、難病患者等々の規定がございます。その前段に、いわゆるその規定がございまして、独自でその避難行動ができない、特に配慮を要する以下の者という規定がございますので、必ずしも1から3の方が全て要支援者になるというものではなくて、災害時にやはり自力で避難できない方を中心に上げておる。100%、現状、変化しますので、今の時点でそういう方は必ずそうかというふうなところはございませんが、可能性として高い方をリストアップしていくというふうな形で名簿を作成する予定でございますし、今までも、してございました。

今回、防災計画がこの3月末にできましたので、それに基準に合ったような形を、本年度間もなく手がけるつもりでございます。今、持っています要配慮者名簿は、これよりもまだ範囲を少し広めたような形での名簿を、今、所持してございます。簡単に言いますと、1から3級じゃなしに、要介護認定を受けられている方というふうな形で避難行動に特に配慮を要する方というふうなことで整理してございます。計画書に沿った形で、早急に名簿を整理

することを心がけたいと考えておりますので、どうぞ御理解よろしくお願ひいたします。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 避難行動要支援者の方の状況は、常に変化をされます。更新される期間や仕組みを常にあらかじめ構築されて、常に変化される状況をつかんでおく必要がございます。名簿情報を最新の情報を得る、そういう取り組みが必要かと思いますが、どう対処されておりますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

笠置町の今現段階では、名簿をつくってそれをいかにその避難行動計画に反映さすかというふうな段階になるわけですが、その名簿につきましては、今現在のところ、年1回というふうな更新程度になっております。

細かく言いますと、例えば要介護認定というのは毎月月次、それから障害者の認定につきましても、申請が上がれば翌月にデータとしては上がってくるわけです。ただ、大変なのは名寄せなんですね。基幹システム、町村会のトライ・エックスというシステムでございますが、幸いなことにこの中にいろんな情報が詰め合わせて、名寄せというのはシステム改修が必要でございます。今は、そのシステム導入にはかなりのお金がかかりますので、人力でやっております。いろんな形で名寄せをさせていただいておりますので、やはりこれには限度がございます。

今、先ほど言われました議員さんの趣旨を考えると、年1回というのは最低ラインというふうに考えておりますので、できればその頻度は上げていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 年1回はされておる、またその頻度を上げていきたいという答弁をいただきました。

これらの名簿を平常時から関係団体に開示して対策をしていただくために、避難行動支援者の名簿を提供するために、もちろん、本人の同意が必要です。本人に対して郵送や戸別訪問などで働きかけをして、同意を得る努力されておりますか。また、同意をいただけなかった方も、法律が変わって、個人情報保護審査会の了解を得れば開示できると答弁もされております。審査会はいつごろ開かれる予定がありますか。2点、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

少々、今まで私が説明してきたことが、多少ちょっと誤解を受けているように存じますので、まず最初のほうから、再度、御説明申し上げます。

災害対策基本法というのが昨年度改正されて、防災計画で規定するならば、要配慮者名簿を平常時からでも公開できるというふうな画期的な改正がされました。それで、笠置町はこの昨年度つくった防災計画の中で、先ほど言いましたように、まだ配布されておませんが、今の予定では94ページ、95ページのほうに要配慮者関係の規定がございまして、避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意がなくても、平常時から避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等の関係者に提供するというふうな規定をさせていただいております。皆さん、委員の皆さんの御理解を得られたというふうな形で、こういう規定がされたというふうに承知しております。

この背景にあるのは何かといいますと、やはり土砂災害防止法で、笠置町で警戒区域内に特別警戒区域というのがこの狭い町道の中で100カ所弱ですか、あると。そういう中で、同意を求めた要避難者名簿という、そういう煩雑な情報が果たして現実なんかというふうなところも背景にあったかのように聞いております。

そういうことで、この計画に位置づけて、平常時でも提供できるという規定になったから位置づけたんで、もう実際はもうできるんです。それで、なおかつその取り扱いについては、やはり個人情報でございまして、全くそのまま全ての情報を与えるんか、あるいは平常時に与える情報は、こういうところは配慮して、十分そういう取り扱いについても注意して周知しなさいというふうなことの御意見を個人情報審査会でいただくというふうな考えでおります。その個人情報審査会につきましては、総務財政課――所管課のほうと調整して、早急に開催なりを検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。同意される方、されない方も基本的には事情を開示できる、そういうような答弁をいただいたと思います。

私が聞きたいのには、そういう同意を得る方に郵送や戸別訪問などを実際にやっておられるのか、そういうことをお聞きしました。そういう働きかけ、現実にされておりますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、あくまでこれは個人情報でございまして、行政内部の情報ということで、本人さんにはこういう情報を登録しましたとか、そういうことは周知しておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 周知していませんけれども、そういう取り組みは行政でされておる、そのようにとったらいいですね。はい、わかりました。

以上のように、情報開示をできる取り組みを一日も早くされて、要支援者の名簿を整理されて、各区で区消防民生委員の方、社協の役員の方など、一人一人の対応について対策を構築できるよう、行政がそこまで責任を持ってやっていただきたい。こういう体制づくりは、絆ネットワークづくりや生活支援などに必ずつながってきております。地域づくりに一番大事なことから、その辺のところをよろしく取り組みをしていただきたいんですが、その辺の意気込み、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの御提案でございます。

一番肝心かなめは、やはり、今、情報整理が、体制ができつつある中でどう実行に移すかというのがやはり一番大事なところであろうと思いますので、御提案を真摯に受けとめて、連携を密にして皆さんと協働で実施させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 前向きに取り組んでいただける答弁をいただきました。私たちも、決して最大限の協力を惜しむことはありませんので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

次に、防災道路として着工されております笠置山線についてお聞きをします。

この工事は平成16年から実地をされ、概略予算4,000億円、今までに3億円投入され、80%完成しておると理解しておりますが、それでいいですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

笠置山線につきましては、当初の調査から含めまして、平成16年度から始めております。総事業費といたしましては、全体で約4億9,000万円、平成26年度末で、ちょっと今正確な数字持ち合わせておりませんが、約70%の進捗率となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） もう工事が始まって、防災道路として位置づけてつくられているのに10年以上もかかっております。私は大きな問題があるのではないかと考えております。一日も早い完成が必要と思います。

今年度は、社会資本整備交付金8,000万円予算計上されておりますが、思惑どおり交付されましたか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいま御質問のありました交付金でございますが、要望額に対しまして大幅な減額をされたところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 大幅に交付金が減らされた、そういう答弁をいただきました。

心配しますのは、この交付金が減らされたことによって完成を予定されておりました年月日におくれるということになるのでしょうか。私は、一日も早く完成されるべきと考えております。山線から松井組さんの資材置き場に至る谷、調査されたことありますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問は、打滝の水晶谷川の調査ということによろしいでしょうか。それにつきましては、担当者等から、以前から幾度かその谷筋について踏査して、調査はしているというようなことで聞いているところでございます。

なお、今回の笠置山線の工事に関しまして、排水の関係を恐らくおっしゃっておられるのかというふうに思っておりますが、これまでどおりの形で各谷ごとに集中させることなく分散させているということで、そういうふうな形での計画になっているということで、その計画に基づきまして、それぞれ排水対策等を考えているということでございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） その谷を調査されたという答弁をいただきました。

その調査していただいたんでわかると思いますが、すごい惨状になっております。山線か

らの水が、この谷にほとんど現状では落ちております。その途中に、3から4段の石段が何カ所もあります。ほとんど崩れて、今にも石が崩れ落ちそうになっております。巨木も倒れ、大きな岩も露出し、急峻な坂で今にも土石流が起きる可能性があります。打滝川をせきとめるようなことがあれば、大惨事になります。これは、想定外ではなく、私は、人災だと思います。一日も早く完成させて、山線からの落ちる水、今、課長が3カ所か何か考えておられると聞きましたが、早く完成させて、そういう適切な処置が必要と思います。

また、この前の台風6号のときにも崖崩れが起こり、公園線は一時通行どめになりました。笠置を見回しますと、1つの道路が遮断されると、閉じ込められてしまうのは笠置山と西奥です。対応が必要であります。61年の災害のとき、笠置は陸の孤島になりました。山線が完成しますと、公園線、山線へと奈良へ抜けられます。また、バスの通行もでき、観光面での活性が期待もされております。

いろんなことを考えてみましても、これ以上、工事をおくらせることはいけません。交付金、これから先どうなるかもわかりませんから、ここは笠置の意地を見せて、特定財源で何とか完成を早めていただきたい、そのように思うわけですが、どうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

先ほど以来御指摘いただいておりますとおり、笠置山線改良工事の主な財源であります社会資本交付金につきましては、本年度、国の当初予算の配分におきまして、要望額に対しまして大幅な減額がされたところでございます。町のほうといたしましても、先ほども心配していただきましたとおり、ようやく保安林内の施業ができるような状態となっておりまして、町といたしましても、なるべく早期に完成させたいと。以前から何度か御質問いただいておりますとおり、何とかこう29年度末ぐらいには完成させたいというような思いの中で、予算要求等をしてきたわけでございます。

ところが、本年度当初予算のほうで大幅に減額されてしまったということで、これがことし1年だけの減額にとどまるものなのか、それとも西村議員さんが御心配していただいておりますとおり、来年度以降というものもどういう形になるかわからないと。それで、その部分につきましては、今後、国の動向等を十分注視した中で考えていかなければならないということではございますが、やはりおっしゃっていただきますとおり、不安定な要素がかなりあるという中で、その交付金にかわる財源というもの、それは地方債も含めてということではございますが、そういったものの確保につきましても、財政サイドとも十分相談をさせていた

だいた中で、なるべく早期に事業のほうが完了できるようにということで、そういったことは目指していきたいというように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今までどおり29年度末には完成させたいと、そういうことを聞いてまいりました。

交付金が今年度かなり減額されて、来年もどうい見通しになるかわからない、でもこの29年度末には完成させる、これはもう絶対おくらせてはならないと思います。そのためには、私は、今、課長言われました特定財源、地方債を充てられて、これは必ず実現していただきたい、そのように私は要望いたします。

山線に絡んで、もう1点お聞きをします。

幅5メートルの道ができるわけで、バスが通れるわけですが、柳生町内は大型車の規制があります。まず、大型の緊急車両が通れるように、そういう解除に取り組んでいただきたい。そして次に、せっかくの5メートルの道ですので、バスが通れます。そういう人員バス、限定の人員バスの大型車両の通行も解除もしていただくような、そういう取り組みも工事をさせていただきながらそういう取り組みもしていただきたい。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいま御質問ありました柳生町内での通行制限につきましては、これはもうやはり都道府県をまたいで奈良県の公安委員会において規制がされているものがございます。当然、その規制を行う公安委員会といたしましても、道路の状況等を見た中で、危険防止や交通に寄因する障害等を防止するために規制をしているという事実があるかと思えます。

仮に、今回その町道笠置山線のほうがある程度広い幅員で完成したといたしましても、路線といたしましては、奈良県と京都府にまたがった中での府道県道笠置山添線というような形となっております。実際、京都府側におきましても、やはり幅員の狭い部分があるといった中で、木津川においても大型車の通行規制をしているといった現状を考えますと、これは、なかなか笠置山線が完成したからといって、奈良県柳生町内の通行規制ができるかといったら、そういうことではないのではないかとこのように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） たやすくはない取り組みだと思えますけれども、努力はしていただきたいと思えます。

余談になりますけれども、荒井知事は笠置にも懇意な方でありまして、また県庁にも、県警にも笠置の方が要職についてもおられます。力になっていただく、話に乗っていただける可能性も、私は、あると思いますので、ぜひ並行して取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

小学校についてお聞きをします。

とうとう児童数25名を切ってしまいました。それに伴い、来年度から、今は複式学級の枠組み1つでいいわけではありますが、2つつくらなければいけなくなりました。事務員の方は、今年度から町単費で雇わなければいけなくなっております。

町とされて、今、町単費で雇われている1人の非常勤講師をさらにふやし、主要科目は単式でやられる今の体制を続けていこうとされるのか、完全な複式にされるのか、町としてどのようにお考えなのか、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 小学校の複式ではありますが、現在のところ、教師1名、事務員1名を単費で雇っているという状況であります。こういった状況は、やはり府の教育委員会もいろいろと笠置に対しては御配慮いただいているところでありまして、小学校の子供の教育を充実させていくという意味においては、これからもこういった形で取り組んでいきたいなど、そんなふうに思っております。

しかし、子供の数が今後どういうふうに変化していくのか、そういったことはちょっと先が読めませんので、何とも言えませんが、現在のところはそういった形で今度も続けてまいりたいと、そんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、町長のほうから、京都府の教育委員会の援助を見て、今の体制をできるだけ続けていきたい、そういう答弁をいただきました。そのような取り組みに頑張りたいと、私は思います。

私は、1つの自治体には小学校があるべきとされる町長のお考えを支持しております。以前は、統合も必要かなとは思っておりましたが、地域学習会や土曜参観、運動会、入学、卒業式などを見させていただき、一人一人個性豊かに成長され、立派に発言、発信されている姿を見せていただき、少人数学級のよさ、かえっての値打ち、再認識をさせていただいております。

将来を担っていただく子供たちを地域で育てていただくこと、これはかけがえのないこと

であります。事務員の方、非常勤講師を雇われている費用は幾らなんでしょうか。退職された先生方に来てもらう、そういう手だてでは考えられないのでしょうか。私は、大事なのは、少人数学級の特色、さらに強められるべきです。特に、英語、PCに力を入れてください。

児童全員にiPadを持っていただき、英語教育に力を入れてください。町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 教育行政の中身につきましては、私は、教育現場、教育委員会にお任せをしたいと思います。今、西村議員のおっしゃったそういったことについても、教育長には進言してまいりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） よろしく願いをしておきます。

もう一つ大事なのは、将来、笠置小学校に入学していただく父兄の方に、少人数学級のよさを理解していただき、安心して笠置小学校に入学していただくように広報などをすべきであります。地域に学校の先生がおられることも安心感が生まれています。何を差し置いても、将来を担っていただく子供たちを地域で見守り、地域みんなで成長を促していく、何よりも大きいものと思っております。そういう子育て支援に対する財源を大きく広げて、そういうところに力を入れてください。そういうことをお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで、西村典夫君の一般質問を終わります。

5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

議長（杉岡義信君） どうぞ。

5番（瀧口一弥君） 質問をさせていただきます。

平成27年度4月から応募が始まりました府民公募型整備事業について質問させていただきます。

4月1日から6月30日までの応募期間がございますが、まず町として応募されたのか、申請なさったのかと。もし申請なさったのであれば、何カ所で、またどのような場所で、どのような事業内容であるのかをお答えいただけますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの瀧口議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、御質問いただきました府民公募型整備事業につきましては、これは平成21年度から

始まった制度でございまして、この事業というのにつきましては、実際に道路などを利用されている方がふだんの生活の中で感じておられる身近な改善箇所というものを応募していただくといった趣旨のものでございます。それで、主には個人の方並びに自治会といったような地域の組織の方がそれぞれ生活者や道路利用者といった、そういった視点のほうから気づかれた改善内容等について提案をしていただくといったものの、そういった制度でございまして、行政機関であります市町村というものが応募をするといった、そういう内容のものではございません。

したがって、今、御質問いただきましたこの府民公募型整備事業として、笠置町として応募をしたかという御質問の内容でございましたら、していないというような形のお答えになります。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

町としてはしていないと。

しかし、年度初めになりますと、各種団体、また各区の委員からここの地域を何とかしてくれ、またここの崖を何とかしてくれという要望が町に入ってくると思われまして。それで、そういう取りまとめをして京都府木津南土木事務所に要請するのが本来の筋と思うんですが、この府民公募型の事業が、町が申請していないということでございまして、私が調べましたところ、笠置町から7件の要望が参っているということなんですが、こういう要望が町から出されていなくて、笠置町の要望として7件もその土木事務所に入っているという実情は、課長、どういうぐあいにお考えですか、これは。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問の前段のほうでおっしゃっていただきました各地区からの要望等を取りまとめて、それを京都府に対して上げていくべきものではないかと、その部分につきましては、この府民公募型とは別に、毎年、笠置町から――笠置町といいますか、府下全市町村でございまして、それぞれ京都府事業に係る要望活動というものを行っております。それで、平成27年度の要望事業につきましては、昨年12月に実施したところでございまして、それにつきましては、おっしゃっていただきましたとおり、これまでから各区長様等から御要望いただいている内容というものを取りまとめた中で、京都府のほうに要望を行っているというものでございます。

後半のほうでございますが、この府民公募型7件あったというものにつきましては、あくまで個人の方や、例えばその各地区の区長様というものが自分の地域等の中でちょっとこれを直せば使いやすくなるんじゃないかといったようなことを提案していただいたもので、それが、笠置町内で出た件数が7件ということだというふうに理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

7件出たと。それに対して、建設課長のほうでは、一応、そういう7件に対しては、内容とか、場所とかは把握しておられるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それにつきましても、さきに瀧口議員さんのほうで質問の中でおっしゃっていただきましたとおり、この応募期間というのがまだ6月30日まで、今年度につきましては、当初5月29日までが応募期間とされていたものが、昨年度と同様に6月30日にまで延長されたところでございます。したがって、まだ応募期間中ということですので、土木事務所につきましても、恐らくその7件というのは5月末時点とかいうようなときでの中間集計になっているのではないかと思います。もし、その後、応募等がありましたら、その件数というのはふえるかもわかりません。

今後の流れといたしましては、まずその締め切った段階で、京都府等におきまして現地調査等が行われます。その中で、この府民公募型として対象となってくる事業というふうに判断された場合には、あとはもう技術的な話で、そういった工事等が可能であるかどうかという内容の技術審査というものが行われます。その後、その結果につきまして、それぞれ応募のあった市町村のほうに説明がされるということで、昨年でありましたら大体8月末ぐらいに土木事務所のほうで、今年度、笠置町のほうからこういう件数、こういう場所で、こういった内容の応募がありましたということを説明していただけたということになっております。その後、9月に開催を予定されております府民公募型整備事業委員会というものを京都府のほうで設けておきまして、最終的にその委員会のほうで意見をお伺いした中で、それぞれの事業に対して採択、不採択というものが決定されまして、その結果につきましては、京都府のほうから直接応募していただいた方にその結果の通知がされるということになっております。

笠置町……、市町村としてどの段階で把握できるんだということになりましたら、大体そ

の8月末ぐらいがめどに行われるであろう技術審査後の市町村説明というところで、具体的に笠置町内で何件、どういった内容でというような話は、説明をしていただけるものだと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

それで、ちょっと町長にお伺いしたいことがあるんですが、これ各種団体、また各区の区長さんなりが気にする場所がこれ2つ書いていまして、京都地域総務室と山城南土木事務所、両方申請できるらしいんですけれども、各種団体、区長なりがそういう土木事務所に申請して返ってくる答えが、今、市田課長がおっしゃったように、各市町村に返ってくると。これ、申請した団体へ返ってこないというようなニュアンスだったんで、じゃこれ申請は各個で、各種団体でやっているのに、それを町が取りまとめてやらない、各個がやるものであるということですから、返ってくるのが各種団体に返ってくるべき事項だと思うんですが、これが各市町村に返ってくると。申請して答えが返ってくる場所が違うという、この問題は、町長、どのように受けとめておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 私の理解するところでは、申請したところにその回答が返ってくるというふうに理解をしています。もし、仮に町へ返ってくるとするならばどうであったかという結論は、まず申請された方のいろんな審査の結果は町にも全て報告がありますので、その時点でまた報告をさせていただけると思うんですが、私の理解では、申請されたところにその回答が返ってくると理解をしています。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの質問でございますが、ちょっと私のこの説明の仕方が不十分だったのかもわかりませんが、もう一度ちょっと繰り返させていただきますと、技術審査というものが終わった後、その応募のあった市町村に対してどういう中身であったかというようなことを説明していただけると。その後、9月に開催される予定であります府民公募型整備事業委員会での意見を聞いた上で、最終的にその事業を、工事なり、何なり行うかということで、採択、不採択が決定されることになっております。その結果につきまして、これ先ほども申し上げたんですが、京都府のほうから直接応募をしていただいた個人もしくは団体のほうに、その採択、不採択の結果のいかんにかかわらず、直接通知されるというようなことになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

理解できましたです。個人で申請してもよいということで理解いたしました。

さて、この事業は、安心・安全型整備と景観整備の2つの事業がありますが、主に府が管理する道路と河川、そして交通関係です。改善をしてほしいところは町内にはたくさんありますが、単年度で完成するものでしか申請できませんとあります。また、安心・安全整備では2,500万まで、景観整備については500万までとなっております。1カ所での大きな事業はできませんが、多数申し込んで申請することができます。それで、多数できるということは、小さい町内ですので、結構大きな効果が上がる可能性がありますので、ぜひそうした申請があった場合は、町としても側面からそういう申請をさせていただきますようによろしく願い申し上げまして、この項の質問を終わります。

続きまして、府道笠置山公園線と白砂川の工事について、若干質問をさせていただきます。

府道笠置山線におきましては、ガードレールの設置、また落石防止ネットを設置するような要望が今まで出ていたと思います。そして、白砂川に関しましては、私、何度もこの議会で質問させてもらっておりますが、しゅんせつはどないすんねやというて質問させてもらっておりますが、ちょうどこの質問するころになりまして、しゅんせつがほとんど終わりました、その件に関しては余り質問することはないんですけども、まだ若干、大手橋から下のしゅんせつ工事も残っておりますので、その点、先ほどのガードレールと落石防止ネットの件と、それ大手橋から下のしゅんせつ工事の今後の計画について、ちょっと建設課長にお尋ねしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいま御質問いただきました府道の件につきまして、笠置公園線、あの笠置山へ登る笠置公園線ということでよろしいですか。そちらの要望のあったガードレール設置、落石防止ネットということでございますが、これも、今年度のその府民公募型での応募という部分に含まれておる分、それにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、まだ応募期間が締め切られていないという中で、技術審査等もまだになっておりますので、この事業そのものが採択されることになるかどうかということにつきましては、先ほどの御質問でお答えさせていただきましたとおり、8月後半ぐらいに予定されます市町村への説明を受けて、どういふふうな状況になるかというものが初めて把握できるということになるかと思っております。

あと、もう1点のほうでございますが、白砂川のしゅんせつ工事、こちらにつきましては、瀧口議員おっしゃっていただきましたとおり、今年度、京都府のほうでやっていただいておりますその工事の中で、大手橋上流2カ所のしゅんせつを予定していただいております、これも既に、これも、おっしゃっていただきましたとおり、完了しております。そのしゅんせつ料につきましては、2カ所合計で約300立米ほどの土砂があったというふうに聞いております。

あと、大手橋下流側のほうのしゅんせつ、こちらにつきましては、先週、京都府のほうから今年度の事業説明ございまして、それで河川砂防事業の中で町内各京都府が管理しております河川の維持管理の中でしゅんせつというものも含まれておりましたので、その大手橋というものも含まれておるかと思うんですが、今後、もしまた事業等近づいてまいりましたときには、それもあわせて行っていただけるかということの確認をしていきたいと、このように思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

先ほど、思わず、うん、うんとうなずいてしまったんですけども、ちょっと訂正します。

笠置山、府道笠置公園線のガードレールの件ですけども、これ実は、要望、ことしだけやなしに、ずっと引き続いて出ておるわけなんです。狭い道で崖の横にガードレールがないと、落ちたらどないするのやと、観光道路やのに、ほかの観光客も登ってきやはるのに、大変怖い目をされる方が多いと、要望は毎年出しておると、なかなか実現してこない。若干実現した部分もあるんですけども、だからこれが笠置山在住の観光業者、また観光協会等の団体からも要請があると思いますが、先ほど申し上げたとおり、町のほうからも一つ積極的にこういうお金を使う、これ確かに調査費から施工費まで100%府が補助してやるという大変ありがたい制度なので、使わん手がないというので、そういう要望も出ていますので、ひとつ、町長初め建設課長も、もう一度土木事務所のほうへしっかりと要望を聞き届けていただけるようにしていただきたいと思います。

それから、先ほど、しゅんせつの件ですけども、要望を出しておりますが、かなえていただくようお願いいたしますということだったんですけども、まだ決定していないという、決定していないということで理解してもよろしいか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、27年度の予算の配分額が決まったということで、まだ細かい箇所としては決定していないかとは思われます。ただ、しかし枠としてそういうしゅんせつというものもございますので、もし幾らか、何カ所かそういう予定箇所等があるのであれば、やはりそうした中で重要度の高い箇所からやっていただきたいというような形でのその要望というか、言うことは可能かと思えます。

最終的には、恐らくその白砂川につきましては、今回と同様に、地域主導型の京都府がやっておりますその護岸工事とあわせてということになってまいります。これにつきましては、昨年、事業開始前に地元説明会の中で、たしかこれ瀧口議員さんのほうも御質問させていただいて、工事とあわせて実施するというようなお答えをいただいておりますので、その箇所についてもやっていただけるものだというふうに、現時点で理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） やっていただけるようにと、理解しております。なかなか立派な答弁ですな。

ところで、それにつきまして、しゅんせつ工事、その以降になると思うんですけれども、その地域の人から聞いております、飛び石をつくと。これは、流れを、流量を阻害するもので、大変危険なものであるから、できるだけそういうことは、その飛び石まではつくるような設計出さんように議会でも申し入れておいてくれという付近住民の要請をした、それも申し上げておきます。

この質問はこの辺で終わらせていただきまして、続きまして、ちょっと関連あるのかもわかりませんが、府立笠置山自然公園についてお聞きしたいと思います。

まず、文化財保護法で京都府立自然公園条例により規制がかけられている範囲ですね、規制——わかりにくい言い方ですね、これ——文化財保護条例によって規制がかけられている範囲。大体、山の中やから、北側何百メートル、南側何百メートルといってもえろうわかる話でないんですね。まず、わかるところからちょっと教えていただきたいんですけれども、笠置山登る府道ありますね、あれのよしやさんから上とか、紅葉屋さんとか上とか、あの辺はどのあたりから文化財の規制がかかっている地域なのか。そして、また南側、北側、わかりましたら、大体この辺やという地域で結構ですんで、教えていただけますか。恐らく、町民の中で知っている方がほとんどおられないと思うんですよ、文化財の規制がかかっている地域というのはね。だから、ちょっとわかる方がおられたら、規制がかかっている地域を、大体この辺やよということを教えていただけませんかでしょうか。その後、質問させていただき

ますんで。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 今、瀧口議員の質問でございますが、正直なところ、私もわかりません。

と申しますのも、この管轄は教育委員会の管轄であります。文化財の保護法に關しますこういったものについては、例えば先ほど議員が御指摘の笠置山線ですか、笠置山線——西村議員だったんですかね——笠置山線の工事についても、この文化財保護法でおくれたという経緯もあります。そして、また笠置山から見える範囲の中において景観を阻害しないようにと、そういったいろんな中身がありますが、その中身の詳細については、申しわけないんですが、私もちょっとわかりかねますので、また教育委員会のほうにお尋ねをしまして、答えを返させていただきますと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

教育委員会の所管でちょっとわかりづらいので調べておくと、一応、通告はしたつもりなんですけれども、まだ知られていなかったと。では、その私がこれから質問する地域が、自然公園法の条例の中に入っているとして、仮定して質問をさせていただきます。

笠置町、まず自然公園内の指導、管理、また府へこうしてほしい、ああしてほしい、要望、申請等について、自然公園内では笠置町は行政として連携していますかという質問をまずさせていただきます。指導、管理、要望等に対して連携していますかということ、まずお聞きいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 当然、笠置自然公園も笠置町内の枠内の範囲ですので、当然、連携を持ちながら要望活動を行っているところでございます。そして、また先ほども教育委員会の管轄ですと申し上げたんですが、そのいわゆる費用等については、所属するそれぞれの町村が負担していくという状況になっております。だから、笠置山の文化財の保護については笠置町が、南山城村の例えば傘踊りですとかそういったものについては村が、当然その費用については負担していくというふうな形になっておりますので、町は、当然連携を持っていくべきだと、私は考えております。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

ありがとうございます。町は連携しておると。

町が連携しておる笠置山自然公園でございますが、先ほど言った山城南土木事務所へ申請に行ったと、あることのお願いしに行ったと。当然、笠置町にもお願いをしたと。25年、今からさかのぼること2年前、周遊路……、周遊路というのか、その道に枯れ木が——枯れ木というか、木が枯れてしまったと、大きな大木が枯れてしまったと。それ、まず町に申請したと、なかなか切れないと。切れないので、府のほうへ要請に行ったと。

ちょっと待ってくださいね。枯れ木が2本、高さ5メートル、高さ10メートルの木があり、もう倒れそうなので、また上から枝が落ちてきそうなので、危ないからそれを切らせてくれと。できたら、町か府で費用を出してくれと、それを申請したと。

ところが、許可がおりずに、文化庁にまず府が伺われたら、絶対あかんと。なかなか許可がおりるのに、5回もその関係者が土木南事務所にまで行ったが、できなかったと。その間、157時間後に切れたんですが、その間、周遊路が通行どめになったりしたと。観光客に大変迷惑かかったと。当然、そのお寺やその場所の観光業者にも迷惑かかったということがあるんですが、この件に関して町へお伺い立ててもなかなかやってくれないと。しかし、府に行ってもなかなかやってくれない、許可がおりないと。仕方なしに、お寺とお寺関係者で実費で切ったと。しかも、府からは、実費で切るならばやむを得ないでしょうという、何とか許可をおろしていただいたと、そういう経緯があるんですが、だから町としてももう少しこう働きかけができないものなのかと。実費で切る、そこまで追い込まれるような状況に至るまでに何とか手が打てなかったのかなと私は思っておるわけなんですよ。

そして、できたことは仕方ないと。今後、こういう事態が起こったときに、お寺、また自然公園の中の管理者等から、町に先におろしてやってくれと、話を。そして、町の行政関係者とその管理している人なり、また所有者であるような人が一緒に府へ行って要望を出してちょうだいねと、私、そうしてお願いしておいたんですけれども、そういう要望も、この間、事務所へ行ってお願いしてきたんですけれども、両側からやってくれたらもっと事がスムーズに運びますからねという回答だったんですけれども、全てのことがその事務所で解決できるわけではないです。

当然、先ほど申しましたとおり、文化財保護法という難しい法律で縛られておるんで、このところの兼ね合いで、こんな議会の場で発言するべきではないと思いますが、こういう場面をつくってやろうではないかというニュアンスをいただいたので、ひとつ町からもそういう自然公園の中に事業に対しては、指導、管理並びに助力をできるだけしていただきたいと、このようにお願いしておきます。

そして、この事業、そういう笠置山の管理に関して、3つの団体が大変お世話しております。まず、笠置寺文化財保護会、笠置山の自然と文化財を守る会、それから笠置寺奉賛会、この3つの団体がそういうこうした事業を側面から支えていっておるということを報告させていただきまして、私の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 答弁、要らんか。町長。

町長（松本 勇君） ただいま瀧口議員の府立自然公園内でのいろんな枯れ木等の処分等については、やはり災害時、特に緊急を要する場合には、町と府との関連の中で対処をしていかなければならないのではないかなと、私は感じます。やはり、文化財保護法に関するような大きなものであるんか、あるいは災害等で緊急を要するものであるんか、それはそれぞれの判断によるものだと、私は思います。あくまでも、笠置山の道路については府道ですので、京都府に伺いを立てなければいけないわけなんですけど、そういった中で緊急を要する場合には、府との関連の中で対応できれば、それで私はいいのではないかなと、そんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） これで、瀧口一弥君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時20分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

6番議員、西岡良祐君の発言を許します。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めとして、笠置町における空き家対策の今後についてということで御質問いたします。

先月に、空き家対策の特別措置法が施行されました。

市区町村は治安や防災上、これ問題がある空き家の所有者に撤去や修繕を勧告、命令ができるようになりました。かつ、強制撤去も可能となったように思います。

そういう現状を踏まえまして、まず1点目に、現在の笠置町の町内の空き家件数は何件あるのか、そして空き家率、これは何%ぐらいになっているのか、それとそのうち特定空き家、危険な家ですね、そういうものが何件ほどあるのか把握されているのか、その点についてお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、空き家の件数でございますが、77戸でございます。それと、空き家率につきましては8.6%、それと特定空き家等について把握しているかという問いですけれども、現在、その特定空き家等といった視点で調査をしておらないもので、そういった意味では、把握はできておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

町内の空き家件数77戸、空き家率が8.6ということは、これ京都府の空き家率よりも少ないですね、笠置町。77件、これ空き家と規定されているのは、どういう実態、住まわれていないところは空き家ということになっているわけですね。それは、77件しかないんですか。

ほんで、いつも空き家対策のほうでバンク制度を、当町、やっていますけれども、これがいつもおっしゃっているのは、空き家はたくさんあるんやけれども、貸してくれる、貸すいう空き家がないということで困っているという話がいつも出てくるんですけれども、この77件のうち、今、空き家バンクに登録されている件数は何件だったのか、教えてください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えさせていただきます。

空き家バンク登録、制定してから登録件数は10件ありました。それで、そのうち4件が入居されております。それと、近々にもう1件住まわれるであろうということで、現在残っておるといふかは5件になっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。わかりました。

それで、その特定空き家というのは把握、今現在のところはされていないということなんですけれども、これは企画観光のほうでやられるのがええのか、防災とかの関係でやられるのがええのか、それは考えてもらったらいんですけれども、やはり北笠置なんかでも倒壊するおそれがあるというようなことで、何回も個人的に家主にお願いして撤去してもらったという経緯も出ておりますけれども、笠置町の中でも、かなりこの特定空き家というのは、私、77件のうち1割は絶対あんの違うかなと感じておりますけれども、やはりこれから防災計

画も立てて安全上についてもやっていく中で、やはり早いこと、そういう特定空き家の状況の把握とかいうのはやっていただきたい思います。よろしく願いしておきます。

それから、次、2点目に移ります。

この勧告を受けた物件は固定資産税の優遇を受けられなくなり、税額が最大6倍となると。それから、税優遇ということに言われていますけれども、この税優遇の内容というのはどういう税の優遇を今されているのか、それは笠置町ではそういう対象は何件あるのか、お伺いします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

固定資産税の税の優遇内容ということでお尋ねでしたけれども、固定資産税におけます税の優遇内容につきましての御質問でございますけれども、土地に対する課税の部門で、住宅用地に対する課税標準の特例といたしまして、住宅用地はその税負担を特に軽減する必要から、その面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。これは、200平米以下の住宅用地を小規模住宅用地として、課税標準額につきましては、価格の6分の1の額とするという特例措置があります。また、200平米を超える部分の住宅用地につきましては一般住宅用地となりまして、課税標準額につきましては、価格の3分の1の額となり、住宅用地は税の負担をそれぞれの割合で軽減する特例措置が適用されることとなります。

次の御質問で、この小規模住宅用地等の住宅用地の特例措置が適用されております宅地は、平成27年1月1日現在で912筆ということになっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、わかりました。

一応、そしたら家が建っておったら、その土地の固定資産税が減額されていると、こういうことですね。何かそういうことでその空き家を放置されているのが多いんじゃないかというようなことも新聞には報道されていますけれども、これは、そやから住んでいようが、住んでいまいが、建っておったらこういう軽減されておるということでよろしいですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

ただいまの西岡議員の御質問ではございますけれども、この住宅用地の特例につきましては、住む、住まないということは関係なしに、住宅用地という形で、建物が、家屋が建って

おりましたら、その土地に対しての固定資産税につきまして特例措置が講じられているという
うことになっております。

議長（杉岡義信君） 田中参与。

参与（田中義信君） すみません。少し、補足説明だけ、やらせていただきたいと思います。

住宅用地並びに小規模住宅用地は、今、説明あったとおりでございますけれども、そこで
言う住宅とは、あくまで居住用住宅でございますので、例えば農機具の倉庫とか、そういう
分についてはそういう非住宅用地になりますので、そういう特例はないということだけちょっ
と御承知おき願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、わかりました。

すると、土地には土地の固定資産税は、当然、そういう軽減されていると。ほんで、とこ
ろが、空き家であろうが、建物の固定資産税というのはかかっているわけですね、それは。と
いうことは、どうなるのかな、ほっておいたほうが得やというような、新聞で言われているよ
うなことはあり得るわけですか。住んでへんけれども、建物の固定資産税は当然払わなあか
んわけでしょう。そこら、どうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの西岡議員の御質問ではございますけれども、住宅用
地として置いておいて得があるとかいうような中身なんですけれども、当然、建物、家屋が
置かれておりますと、その家屋部分での固定資産というのは当然かかってくることになりま
す。ですが、先ほども申し上げましたように、家屋が建って、住宅、居住用の住宅とされて
いますと、その課税標準額が6分の1の軽減が適用されることになります。また、それを取
り壊した場合は、住宅用地の住宅家屋の部分がなくなることになりますので、その特例措置
が全くなくなる、なくなった上でその他の宅地ということになります。その他の宅地であっ
ても、その宅地の課税に当たっては標準課税額の7割という適用措置もあるんですけれど
も、そうした場合であっても置いておいたほうが、家屋部分を払っていたとしてもそういうこ
とがあると。

また、これはもういろんなケースがございまして、免税点といひまして、一定の基準に満
たない場合、金額に満たない場合は課税されないというようなケースもございまして、そ
ういったいろんなケースがあります。それぞれのケースによって差は出てくるかと思いま
すけれども、今、そのまま置いておかれているという状況につきましては、こういうことが影

響して置かれているケースもございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） はい、西岡です。

結局は、建物の固定資産税よりも土地の固定資産税が、払うのが多いということやな。そういうことになるのかな。わかりました。

それで、そういう状態であると思うんですけども、今後、この空き家バンク制度を活用して、笠置町の場合は移住促進事業いうことを、これやっています。それなりの成果、実績は上がっているんですけども、今後、この安全の関係上、防災上の関係とか、そういうものも含めてこういう特別措置法が施行されたんですけども、我が笠置町としてはどういう方針で今後対応していこうとされているのか、これ、ちょっと、町長、よかったら。参与でも結構です。ちょっと方針を教えてください。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 失礼します。

ただいま西岡議員のほうから質問をいただきました。

まず、少し時間いただきまして、特定家屋等に関する法律、これは平成27年、ことしの2月に施行され、公布は昨年11月だったと思います。この施行に伴いまして、先ほど議員が御指摘いただいた担当課すらはっきり言うてまだ決まっていないというのが実情でございます。これというのは、特定家屋の調査をするに当たって、それが我々職員だけでできるのか、もしくは専門の家屋調査士等が必要なのか、そういう部分のうちで言うマニュアル、ガイドライン的なものも今後必要になるのかなという、個人的な思いとしては、そのように持っております。

確かに、空き家は77戸あって、特定家屋等に入るのはどういう家屋かいうことを、これはきちりとした明確な物差しがなければ、なかなかこういうぐあいにはできない。というのは、先ほど来おっしゃっているとおり、修繕のなりの勧告、命令でき、最終的には強制的には撤去もできるということになっております。これを指定してしまいますと、先ほどありました税の優遇措置は受けられなくなります、たとえ建っていたとしても。そういう部分がありますので、これは慎重にやっぱり庁舎内で議論を重ねていく必要があろうかなと思います。その中で、空き家が77戸のうち現在10戸、そのうちあと5戸が残っていて、登録バンク等についてもその辺は十分調査した中で、今後は全てが空き家バンクに登録できるかどうか、この辺は十分調査して、特定家屋については当然バンクにも登録できませんので、その辺は

今後は企画観光課のほうが十分関係課と連携を図りながら、やっぱり方針は出していく必要があろうかなと思います。

それと、今後、77戸のうち、空き家バンクの登録という分ではしていただくような施策も、やっぱり笠置町としては講じていく必要があろうかなというぐあいに考えておりますので、またいろいろ御助言なりをいただけるとありがたいなと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、わかりました。

一応、その特定空き家の基準というのは、何かこれ5月26日かな、に政府のほうから基準を示されていると思うんですけども、そういう基準に沿って笠置町でも一応その特定空き家というのはやはり管理していく必要があると思うんですよ。というのは、もう北笠置の中にもちょっと危ない家も何軒かあるし、住民の声もそういうことも上がっておりますので、今後、防災の面からも空き家の管理というのを強化していつていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次の2項目めに移ります。

2つ目としまして、笠置町の移住促進事業の進捗状況についてお伺いいたします。

これは、前年度から人口減少対策として空き家の有効活用と移住促進を図ってきました。北部区では移住促進計画の認定も受けまして、前年度、一応3件の移住実績を上げております。

これ前年度説明あったんですけども、笠置町としてその空き家対策と同時に、ほかの区への協力依頼、それからそういう活動をされているのかどうか、現状、実態、今年度なんかはどういう状況になっているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

北部区以外の他の地区への協力依頼という形で、協力依頼については、お願いしているところがございます、促進計画を策定し、認定された地区が北部区1個、1地区ございます。

それと、進捗状況という……、はい、南部区でございます。

それに対する進捗状況ということで、よろしいでしょうか。27年度につきましての進捗状況につきましては、今申しましたとおり、促進計画を作成して認定を受けていただいた地区が1地区と、それと移住につきましては、近々に借り手、借り主、契約締結される予定で、それが済み次第、入居をされる予定ということが1件、そういった形で進んでいるのと、そ

れともう1件は、空き家バンクに対しまして登録があったところにつきまして、物件等の紹介を写真とかで本人さんたちに紹介しているわけなんですけれども、その中で1名の方が外観からその写真を見て気に入られたということで、中身を一度見せていただきたいというお話も聞いています。そして、その中身、家の中とか見られた中で、移住に対しての方向性といえますか示していきたいということで、それが6月中には何とか決めていきたいという1人の方がございます。現時点におきましても、そういった状況となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

一応、何とか南部区もされて1件と、あともう1件予定としてやられているということで、徐々にいっているように感じておりますけれども、先ほどバンクに登録されているのが10件言わはったんかな、ほんで4件が入居されて、1件が予定あるということで5件ということと、今もう1件見ているよと、1件予定があるから、結局あと4件がまだバンクとしては来てもらえる家はあいていると、こういうことでよろしいですか。はい。これは、できるだけスムーズにもっとふえていくようにやっていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それから、3点目として移住者の対象ですね、これ前年度の要綱等ではIターンだけということになっておりました。そのときも、私は、要望しておったんですけれども、Uターンも含めてもらえるよう検討してくださいということでお願いしていたんですけれども、その辺の方針は、町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 西岡議員の御質問でございますが、移住者の対象、Uターンも含めるよう要望するというので、前回もいろいろお話を聞いております。所有者と二親等以内の者が入居する場合を除くという形に、実はなっております、この事業は、あくまでも「明日のむら人」移住促進事業の中で、京都府の事業の関連になってこようかとも思います。実は、京都府ともそういったお話をしているところですが、今のところは難しいという内容の話を聞いております。

これからも引き続いて、やはり笠置にとっては勝手のわかった方が戻ってきていただけるというのは一番ありがたいのではないかなと、そんなふうなことも考えながら、京都府と今後のいわゆる要望活動をしてまいりたいと、こんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） はい、西岡です。

京都府のやっている事業の対象は一応そういう形になっておりますけれども、笠置町やこの東部3町村なんかにおいては、現状としたら、やっぱりIターン者だけを対象にやっていくということでは、多分、私、これ以上進まないのではないかなと思います。やはり、和束とか、村はお茶とかいうあれがあるので、そういう形の人も入ってくる可能性はあるけれど、笠置町では観光でというようなことでなかなかそういう人が来てくれるというのはないと思います。今、北部区でも3名来てくれていますけれども、そういう仕事を持って来ている人で、ここで何かやってというような人じゃないんで、そういう形ではなかなか進んでいかないんじゃないかと思います。

ほんで、私、一番以前から感じているのは、その今若い人は全部出て行っていますね、笠置町を。やっぱり定年60、今やったら65歳まで働かれますけれども、それを過ぎた人がやはりUターンして帰ってきてもらって、そこで残されている高齢者をまた面倒を見てもらうというような形をとっていくと、やはりその老人介護とか、そういう問題についても、ある程度しのげるんじゃないかなと、私は思って、区内になんかではそういうことを言うておるんですけども、そういう形で、やはり若い人が帰ってきてやすいようなやっぱり環境をつくっていただきたいと思います。

今年度からこれ取り組んでいる今、地方創生の中でもそういうことをぜひ取り上げていただいて、笠置町としての特色のあるやり方をやはり考えていかんといかんのじゃないかなと、私は思っております。ぜひ、地方創生の中でもこの人口減少対策というのは多分大きく問題として出てくると思いますんで、ぜひそういうことを考えていただきたいと思います。

それと、もう一点、ちょっと町長に明るい話題いうんか、そういうことをちょっと紹介したいと思います。

実は、区内でちょっと行事あったときに、若い子供連れの家庭の主婦に聞いたんですけども、住居関係で、今、木津川市なんかでは団地ができて、どんどん拡大されていますわね。そういう中で、団地ができてはいるけれども、団地でもその中心部にあったらええけれども、団地の端のほうにおると、そこから駅とか、それから医者とか、そういうスーパーとか、そういうところへ行くのはどうしてもやっぱり車で5分から10分はかかるということなんですわ。ところが、笠置から車で木津の市内まで出ようと思うたら、15分あったら行けると言わはるんやね。ほんで、それやったら笠置町に住宅があつて、家賃が安くて、若者向けの

住宅があったら笠置へ住みたいと言うてる人がようけいてるって、こういう話を聞いたんですわ。

ほんで、ああ、そやな、なるほど、そやな、団地なんかでも端のほうにおったら、確かにバスはそんな余りあらへんし、ほとんど車ですわね。そやから、駐車場付きの住宅があって、ほんで家賃が安かったら、笠置は住めないことはないという、こういう意見を聞きましたんで、この地方創生の中でもそういうことを考えて、若者向けの住宅を建設するとか、そういうことも考えていただいたらどうかなということで紹介しておきます。

ちょっと、考えを、ほんだら。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま西岡議員の子育て世代の若者向けの住宅ということで御意見をいただきましたが、私も、大賛成であります。地方創生のいわゆるその事業の中でも、子育て世代に特化した住宅の建設ができればいいのではないかなという思いも、実は持っています。住宅問題については、笠置町に、今、町営住宅が何戸あるのかな、あるんですが、長寿命化計画の中でその対象になる住宅というのは、有市団地しかございません。ほかの団地は、もうその対象にならないということでございますので、町営住宅の建て直しが急務になってこようかと思えます。

そういった状況の中で、いわゆる若者世代に特化した、そして老人のいわゆる住宅に特化した、そういったこう特色のあるこれからの町営住宅というのは必要になってくるのではないかなと。公営住宅法にのってやっていくとするならば、家賃も当然変わってくるだろうと、定められていくだろうと思うんですが、やはりその中で行政としてどういった形でその町営住宅、中に入っていく方を笠置町にとどめるかと、そういった工夫もこれから当然必要になってこようかと思えますので、そういったことも含めてこれからの地方創生へ取り組んでいきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 最後に、ちょっともう一点確認しておきたいんですけども、有市の今おっしゃられた住宅、あれが何か家賃が高くなったんで出て行ったという話も聞きます。あれは、公営住宅法で決められているから、そういう家賃をそうなるんやということなんやけれども、その辺は条例か何か笠置町でつくって、そういう対策、今話した若い人の世代も家賃が安かったらという話なんで、普通並みにまちと同じような家賃であれば、当然、笠置に住むより向こうで住みますわな。そういうこともやっぱり考えていかんと、この問題は解決

せんのじゃないかなと、私は思うんで、ちょっとその辺のことも、この際、創生の中でやっぱり検討していくべきじゃないかと思っておりますので、その辺、ひとつよろしく願いしておきます。

何かありますか、その件で。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 家賃の助成ということをおられると思うんですが、そういったことも今後は検討課題としていきたいと思っております。ただ、やっぱり住宅法で一応家賃が決まっているということは、その中でぐあいが悪いという話になってくると、やっぱり家賃の助成も必要になってくるだろうと。

いわゆる町営住宅というんですか、公営住宅もいろんな方法があるそうです。といいますのも、分譲化する方法もあるみたいです。例えば、家賃が4万円、5万円の家賃をもらって、その償還期間が過ぎれば、その住宅はそれぞれの入居者のほうに移っていくという、そういった方法も、いろいろ方法があるらしいですので、今後の町営住宅のあり方といったものも、これからのいろいろ勉強しながら、皆さん方といろいろと御助言をいただいたらありがたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） そういうことで、以上で私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

7番議員、石田春子さんの発言を許します。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

3点ほど、質問いたします。

いこいの館の南側の道路の構築に、以前から住民要望があつて、マツヤマ薬局の移転で道路際まで建築物が迫り、その部分について道路の構築はできない状態になっていますが、町長としてどのように行政運営されるのか、深刻な問題である。住民の納得する回答を願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 石田議員の質問にお答えをいたします。

デイサービスに至るまでの町道の拡張でございますが、南部区から要望が出ておりまして、拡幅すべく努力をしまいたったわけでございますが、それまでにマツヤマ薬局が建設されたということで、あそこの部分だけが拡張工事ができないという事態に陥っております。これは、我々のミスでもあるわけでございます。それで、デイサービスまでに至りますまでの町道の拡幅につきましては、平成27年度で、できるだけ拡張工事をやっていきたいということを考えております。そして、民有地につきましても、できることなら御協力をいただきたいということをお願いをしまっております。そういったことで、平成27年度からマツヤマ薬局のあの部分だけは申しわけないんですが、もう拡張ができないという事態に陥っておりますが、そのほかの部分についてでき得る限り町道の拡幅工事を行ってまいりたい、そんなふうに思いますので、御了解をいただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

私も、見に行ってきましたけれども、マツヤマ薬局のあの溝をちょっと塞いだら、50から60ぐらいは延びられるかなと思って見に行ってきたんですけれども、右側の家の方向に買うということではできないと思っておりますので、なるべく溝のふたをして、マツヤマ薬局をいっぱいいっぱいでも延ばせばどうかなと思っておりますので、また、町長、一遍見に行っていて考えていただいたらどうかと思っております。

そして、先ほど、西村さんの話の中で、いこいの館の、全協でも何度も話し合いして、一生懸命町長も探してくれていると思っておりますので、8軒との話し合いもするとのことですので、もしできれば最後に一言お聞きしますけれども、私は、アンケートまでとっておきませんけれども、何人かから老人ホームをしてほしいとのことですので、お金も要りますが、考えることはないですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 先ほど来、いこいの館の件につきまして、その使用方法についていろいろ話が出たわけでございますが、いわゆる福祉関係の転用もどうだという、これからいろんな方向を探っていききたいということで回答させていただいたと思っております。これからのいこいの館の運営については、やはり経営状態が非常に厳しい状態になってくるであろう、そういったことも踏まえて、将来的には考えていかなければならないだろうとは思いますが、今回のこのかしばさんの後の業者選定につきましては、現状のままの姿で新しい業者を選定して

いくという格好になろうかとも思います。石田議員おっしゃるように、老人ホームをやってほしいという御希望があるとするなら、今後においてそういった方向も探っていければなど、そんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

前にも、町長のほうからおっしゃいましたけれども、老人ホームを建てたら保険代が高くなるとかいうて、いろいろ聞きましたけれども、やはり笠置町南部の方でも、老人ホームを建ててくれたら、ああ、こうしてくれたらなという声をたくさん聞きますので、南部だけでなくほかの方も。また、その件に対して考えていったらどうかと思います。

次に移ります。

わかさぎ温泉場所の伊佐治医院へ貸し出しについて、場所の面積と——この前、ちょっと聞いたかね——年間で売り上げの何%をいただいているか、それをちょっとお聞きしたいと思いますので。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの石田議員さんの御質問でございます。

予算のときにも少々御説明させていただきましたけれども、多目的グラウンドに建っている伊佐治医院さんの面積は、318平米でございます。料金につきましては、近傍隣地の実勢価格を参照にしまして年間平米当たり800円というふうなことで、年間の額は800円掛ける318平米というふうな値段になってこようかと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 石田です。

売り上げは八百何ぼって、年間の売り上げ。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまのお問い合わせいただいている件は、伊佐治医院の部分でよろしかったですよ。そうか、デイサービスの移譲に関する……。

伊佐治医院さんにつきましては、土地……、正確に申しますと笠置町いこいの館多目的広場に関する町有財産有償貸付契約というふうな契約を締結しまして、あくまで土地の使用貸借を契約しております。そういう中で、その使用料を決めるに当たって、営業高とか、そう

いうもんは勘案していませんで、あくまで土地の年間幾らでお貸するというふうな平米当たりの単価を決めているという状況でございます。それで、マツヤマ薬局さんについても、同じような方法で141平米でしたっけ、同じ単価で契約をしております。

それから、デイサービスにつきましては、土地の使用料とそれから共益費の部分、町の建物の共益部分の使用料というふうなもので契約額を決めさせていただいているというふうな形になっております。

もう、あと、再度質問いただければ、詳しい金額等は再度お答えさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

そしたら、土地だけの問題で売り上げの何%じゃなく、駐車場の件に対しても同じですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの石田議員の御質問につきましてお答えさせていただきます。

駐車場につきましては、まずこのデイの移譲事業というのは、デイサービスのいこいの複合施設の一部を民間に移譲する、そこに伊佐治先生が隣に医院を建てられる、その伊佐治先生の院外薬局であるマツヤマさんが隣に建てられる、これは一体事業になっております。

その上で駐車場の管理の話でございますが、あこはデイの管理区域になっております。デイの管理区域として医療法人伊佐治医院さんがデイを営業されて、その駐車場の管理も、無償で管理区域として町有財産貸付契約の中でうたっております。そのデイ移譲の一体事業の中で、あの管理区域の駐車の取り決めを、医療法人の伊佐治医院さんと薬局のマツヤマ薬局さんがそれぞれ取り決められているというふうなことになっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

場所は一応決められていますねんね、裏なら裏と。そうなっていますか。ああ、そうですか。

そして、もう1点、もう何度も、町長、聞いておりますけれども、老人の2,000円の手当の件は、はっきりした回答をもらっておりませんが、もう一度、お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 老人手当でございますが、老人手当は、笠置町独自の私ども福祉の事業の一つでありまして、私、町長の就任当時、老人手当を廃止した経緯もございます。と申しますのも、老人手当をやっているのは笠置町だけです。笠置町だけです。私は、廃止をしようということで廃止をさせていただきましたが、受給者の方から非常にお叱りを受けまして、またもとに戻したという経緯がございます。そして、1万2,000円のを1万円に落とさせていただいたと、そういったことで本年度の当初予算もそのように組ませていただいております。

笠置町といたしましては非常に財政状況の悪い中ではありますが、福祉の充実だけは確実にやっつけようということで、老人手当、それからJRの運賃の補助、それからいこいの館の無料入浴券、それと身体障害者4級までの町制度での補助、そういったものを実はやっておりまして、これらは全てよそのいわゆる近隣の市町村ではやっていないことを笠置町独自でやっているということで、老人手当もその中で少し減らさせていただいたという経緯になっています。

やはり、私は、一番重きに置いておりますのは身体障害者4級までの町制度、この助成のあり方をいま一度考え直す必要があるのではないかと考えてはいるわけでございます。しかし、こういった話を出すにつれて、いや、そういったことじゃなしに、もう少し福祉の充実を考えるならばこういった制度を充実せえといういろんな話も出ておりますので、今のところ、そのままになっているわけでございますが、私は、こういった制度のさらなる見直しをしていく時期ではないかなとそんなふうに思うわけでございます。そういった点から、老人手当の2,000円については、申しわけございませんが、現状の1万円で御辛抱いただければと、そんなふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 私も、言いたくはないんですけども、2,000円ということは、あんたらにとっては小さいか知らんけれども、2,000円は大きいですのでというて何度も家のほうに言うてこられるお方もおりますので、もう一回また町長に言うておくわなというて言うてありますので、またほかの面から、できたら考えていただきたいと思っておりますので、もうこれで私の質問は終わります。

議長（杉岡義信君） これで、石田春子さんの一般質問を終わります。

1番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

2つのことについて質問いたします。

同僚議員も質問しましたが、笠置町における空き家の軒数は77軒で、特定空き家の現在の確認はされているかという質問をしようと思ったら、まだわからないということでしたが、現在、笠置町は特定空き家に関してどのように取り組んでおられますか。また、空き家の所有者の確認等、進みぐあいと所有者の特定は進んでおりますか。

議長（杉岡義信君） 田中参与。

参与（田中義信君） ただいまの田中議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

笠置町の特定家屋の今後の取り組み等や確認の進みぐあい、所有者の特定という話でございます。ただ、これらの分につきましては、先ほど西岡議員にもお答えさせていただいたとおり、まだ特定家屋という部分のガイドラインというんですか、マニュアル、どれが特定家屋になるのか、ただの空き家なのか、その辺のする部分について当町でもそういうマニュアル等をやっぱりつくる必要があろうかなと思います。

それと、もう1点が、先ほどもこれ申しましたけれども、その判定するのが例えば家屋調査士という、そういう免許を持った人が必要なのかどうなのか。これは、他町村の状況というんですか、京都府の助言も仰ぎたいなというぐあいには考えております。と申し上げますのも、これも先ほど話がありましたとおり、ことしの2月に施行された事業でございます。まだ各都道府県が各町村に今後どのような対策を講じるのか、そういう多分問い合わせ等がございます。それともう1点、これは国交省の事業で国がそういう指針を示したということは、各都道府県、また各市町村がそれに向けた計画書というんですか、そういうのも策定する必要があるかなというぐあいに、これ思っております。これも、空家対策の推進に関する特別措置法の中でうたわれているように、私は理解をしておりますので、今後、それらの分を条件整備させていただいた中でPRというんですか、方針を立てていきたいとは考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

昨年9月にも、私、議会で笠置町に空き家管理条例が必要ではありませんかと町長に尋ねたとき、町長は必要が生じたときつくると言われましたが、今その必要が生じたときではないでしょうか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。

確かに、田中議員のおっしゃるとおりということに思います。というのは、空き家の管理条例というのは、空き家を撤去するとかそういう部分じゃなしに、空き家をどのように利活用するか、そういう部分のやっぱり条例制定が必要かなというぐあいに考えております。当然、空き家特別措置法との関連もございますので、これにつきましても他の市町村ではつくっておられるところもございますので、参考にしながら今後は進めていきたいと、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

ほかのことも書いていましたんですけども、この、どういいますか、空き家に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税の拡充を行うとありますが、財政上の措置の説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の御質問で、特定空き家に対する財政上の措置ということの御質問にお答えさせていただきます。

現行でもやっております社会資本整備総合交付金という項目の中で、空き家再生等推進事業というものがあります。ここで空き家の除去とか、空き家の活用についての費用が補助していただけるという項目になっています。それで、この特定空き家対策措置法の中に地方交付税の拡充というところもあるんですけども、財政側に対しては、その項目がどういふものになるのかという詳細についてはまだ示されていないところです。ただ、この総合交付金の中でも、この住宅の——これから町のほうでもしていかななくてはいけないと思うんですが——所有者を特定するための費用とか、実態把握に対する費用も補助の対象となるということですので、除去だけではなく、そのものにも充てられるというところで財政措置がされるということです。以上です。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 少し、補足をさせていただきます。

総務財政課長のほうでは空き家の特定に関する事務的な経費等々については、そういう財源措置の話がございました。ただ、最終的な、先ほども西岡議員のほうから出ておりました行政代執行による、強制執行ですね、これにつきましてはあくまで各市町村の持ちじゃなしに、当然、所有者の持ちになりますので、こういう分については、当然、財源的な補填はご

ございませんので、申し添えておきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

空き家対策措置法では長屋がその盲点になっておりますが、笠置町の場合、長屋は町営住宅だけだと思うんですが、町営住宅に対して空き家の管理はどのようになっておりますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

町営住宅の空き家管理についての御説明でございますが、現在空き家となっております町営住宅につきましても、通常時は職員が定期的に換気を行ったり、外観や内部の簡単な目視点検などを実施しております。それに加えまして、これからの夏場等におきましても空き家周辺の除草等実施しておるところでございますが、これについても十分できているかということ、ちょっと予算の関係上、1年に1回程度というような形での発注となっております。あと、新規に入居申し込み等がございました場合には、入居前にガス設備の点検等を業者をお願いしているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

特定空き家の所有者に対しての助言、指導を行われる予定でしょうか。その方法は、どのように行われますか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 失礼します。

特定家屋等の所有者に対しての助言等について、どのようなやり方をするかという御質問をいただきました。この件につきましても、まだはっきりとして明確な答えはありませんけれども、ただ、当然、文書による方法になろうかなというぐあいには思っております。その前に、所有者の確認等をするに当たっても、固定資産税の台帳等を十分閲覧しながらということでございますので、十分に慎重に対応を期していかなければ、所有者等が間違っていたら大変でございますので、その分は十分に対応しながら何らかの形で通告はさせていただくと。今の段階では、多分文書になろうかなというぐあいには考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） この空き家管理条例はよろしく願いまして、次の質問に移らせていただきます。

いこいの館並びに周辺で催される催しについて、7月4日、いこいの館で開かれる第5回宵待ち隣町の宵涼み会、今回はいこいの館がリニューアルされる予定ですので、お客さんが室内のトイレ等に入りはるのに、その安全の確保と、8月1日、夏まつり、花火大会が催されますが、そのとき、いこいの館はどのように対応されますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 田中議員のただいまの質問で、宵涼み会の安全確保ということで御質問がございました。これにつきましては、教育委員会と打ち合わせの上、安全の確保をしてみたいと思います。それは、やはり夜間にまで及ぶことから、転倒等につきましても十分に配慮してみたいと、そんなふうに思います。

8月1日の夏まつりにつきましては、いこいの館が、できることなら開業にこぎつけたいという強い思いがございますので、いこいの館そのものが開業しているという前提のもとに、安全が確保されていくのではないかなど、そんなふうに思います。議員おっしゃるように、安全の確保が一番大事だと思いますので、その辺は十分に考慮してみたいと、そんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） お客さんの安全の確保といこいの館の開業をよろしく願いたいとしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） これで、田中良三君の一般質問を終わります。

2 番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

2 番（向出 健君） 2 番、向出です。

一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく3項目について質問をさせていただきます。

先ほども石田議員からも質問がありましたが、いこいの館の南側の道路の拡幅について質問をさせていただきたいと思います。

この問題については、以前の議会でも質問させていただきましたが、先ほどの答弁にもありましたように、マツヤマ薬局の移転に伴って、それは行政側のミスであると。前の答弁でも、うっかりしていたなどの発言がありました。そこで、お伺いをしたいのですが、マツヤマ薬局の移転に伴って、最終の業者に対して工事を許可したのは一体誰なんですか、そ

の点、お伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

土地の使用につきましては笠置町と町有財産有償貸付契約に基づきまして、また建築物については京都府との許認可届け出がされております。建築届あるいは特定まちづくり施設設置工事協議ということで、業務内容については保健所と薬局開設許可が出されているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私が聞いているのは、要するにマツヤマ薬局工事計画が業者のほうからも示されていると思うんですけども、それを確認して、最終これで、この形で工事をしてよいと許可を与えた——どなたが与えたのかわかりませんが——おられると思うんですけども、どういうふうな形でこういう状況になったのか、それを明らかにするために質問しています。再度、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） マツヤマ薬局の移設、そして建築につきましては、事務担当課がいろいろ協議を行ってまいりました。最終的に、許認可は町長であります。しかし、それに至るまでの間、一応、現在の状況のいわゆる多目的広場の構図の中で建築をされたということでありまして、今のところ、町道の拡幅云々以前の話でございました。しかし、町道の拡幅を前提としながらも、マツヤマ薬局が建設されたということについては重々責任を感じているところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

要するに、気になるんですけども、普通は業者のほうから詳細設計見せていただいて、確認をして、要望なども含めてこれでいけるのかどうか検討して、最後、これで許可を与えるという形になると思うんですけども、今の話ですと、細かい点まで確認しなかったようにも伺われるんですが、そうした詳細設計の確認、また現場での立ち会いですね、こういう形でなりますよとそういったことをしていないんでしょうか、その点、確認をしたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 工事の認可の確認作業は、詳細設計や現場の立ち会いによる確認はしたのかということでございますが、それぞれの許認可権者等で実施されているわけでございますが、町については土地貸し付け契約上の問題があるかどうかと検討しながら、問題なしと判断をさせていただきました。道路拡幅要望に配慮不足であったことは、先ほどからも申し上げているとおりであります。今後の施策については、今回の教訓を反映させていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

そうしますと、要するに要望、以前からいただいていたことはわかっていたけれども、この許認可の段階では念頭になかったと、そういうことでよろしいんですね。要するに、今後の行政運営のあり方として、やはり要望とか、いろんな災害上の問題であるとか、いろんなことを検討事項にして進めていかなければだめだということで、この質問をさせていただきます。今この教訓を生かしてしっかりとやりたいという答弁もありましたので、ぜひ今後しっかりと、二度とこういうことがないように、原因の究明、それから再発防止に努めていただきますよう要望いたします。

それで、この問題についてなんですけれども、当然、南部区のほうから要望が出ていたと思うんですが、区長さんであるとか、近隣住民の方に、こういう経緯でこういうふうになったと、さらには今後どのように拡幅を進めていくのかなど、そういった説明はなされたんでしょうか、確認をいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの向出議員の質問でございますが、区長や近隣住民の皆さん方に説明をしたのかということでございますが、道路の部分拡幅案につきましては区長さんには協議し、御説明を申し上げます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

近隣の方からも説明がないという声が出ているので、ぜひ近隣の方も含めて、やはりきちっとした説明をしていただきたいと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 近隣の方と申されましても、どういった方を対象にするのか、ちょっとわかりませんが、私ども、やはり南部区の区長さんを中心に物事はいろいろ協議の対象とさ

せていただいております。住民の皆様方から御質問がございましたら、丁寧にその御質問にはお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ぜひ、説明をしっかりとさせていただくよう要望いたします。

それから、この道路の拡張についてですけれども、先ほど平成27年度中にはという答弁がありました。それで、今、進捗状況はどうなっているのか尋ねたいんですけれども、例えば用地の問題、まだ残っているのか、それともそれは解決したのか、そういう状況も含めて、今どういう状況にあるのか、説明を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えします。

現在での町道拡張の進捗状況でございますけれども、先ほど町長が申し上げました27年度の部分につきましては、できるならば笠置町の持っている土地のところについては27年度で拡張を考えております。用地等については、現在、話を進めているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

それで、当然、マツヤマ薬局の迫っている部分というのは拡張ができない状況にあると思うんですけれども、今後この部分は仕方ないという形ですと置いていくのか、いずれはこの部分も拡張を検討したり、考えたりということは今の段階でおありでしょうか、お聞きをいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

現在建設されて営業されている建物を、今後取り壊せというのも無理な話だと思います。しかし、それ以外のところで、できるだけ住民の皆さん方の要望にお応えすべく、努力をしてみたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

この問題は、要望があつたにもかかわらず、行政側の落ち度、ミスで要望が達成しにくい状況が生まれてしまったという問題になっています。先ほど、教訓も生かして行政運営に当

たっていきたいという答弁もありましたので、今後はしっかりとこの問題を胸に刻んで、ぜひ行政運営に当たっていただくよう強く要望いたします。

次に、2項目めとして、地方創生の問題について質問をしたいと思います。

今、国で地方創生が呼びかけられ、その関係予算もついて、町でもその取り組みが進められているところですが、しかし、地方創生の前に、地域が疲弊したのは、やはり国の政策、それがこうした地域の疲弊をもたらしたのではないかと。また、人口減少や過疎化対策を国がしっかりやってこなかったことが今の状況を招いているんじゃないかと考えますが、国の責任、国の政策についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞きをいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 現在の日本の国の人口減少を招いたのは国の責任ではないかと、このようにおっしゃるわけですが、私は、私の立場から国の責任ですとも言いがたいと思います。当然、最終的には国の責任だと、そんなふうになってこようかとも思いますが、やはり今現在の日本の国のこういった姿というのは、国の責任だけではないだろうと。いろんな情報化社会の中で現在の日本があるんだと、それはやはり全て国の責任だということもどうだろうかと。ともすれば、国の責任、府の責任、町の責任、どこかにその責任を押しつけがちではあるわけなんです、日本の国の情勢そのものが現状につながってきたのではないかなと、私はそんなふうに思います。私の口から国の責任どうのこうのということは、ちょっと差し控えたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

この問題についてちょっと掘り下げてみたいと思うんですけども、いわゆる小泉内閣時代に平成の大合併というものが進められてきました。それで、3, 232あった市町村が1, 730まで減少しましたと。それで、総務省の大合併の総括文書でも、住民のサービス低下につながったなど否定的評価が多く、5月20日の衆議院地方創生特別委員会でも、石破地方創生担当相も対等合併でなく、大きなところと合併したところに陰の部分が出ていと認めています。

それで、この大合併を推し進めたのは国なわけですけども、一例としてどういうことがあったか、ちょっと紹介をしたいと思います。静岡県の浜松市の例ですけども、浜松市は2005年7月に周辺11市町村と合併して、面積1, 511平方キロメートルの現浜松市となりました。それで、このうち大きな面積を占める、944平方キロメートルを占めてい

る天竜区で見ますと、2007年末3万5,850人だった人口が2013年末には3万3,576人と2,274人の減、率にすると6.3%の減少となっています。天竜区内を旧市町村別に見ると、05年から14年の間に周辺部で30%ほど人口が落ち込んでいる地域があります。一般に、大合併の中で見ますと、広域合併都市に特徴的なのは、周辺部が衰退すると中心都市もそれに伴って衰退する、人口減少が起きるとというのが特徴的に出ています。

それで、大合併を推し進めたというのは、やはり国の政策、国が進めたわけですから、やはり国の責任、もちろん国が全て——何でもかんでも全ての責任を国の責任だと言っているわけではないんですけども、政策的にはやはり国がそういうことを主導してきて、結果としてやはり地方の疲弊や衰退を招いたと、そういう責任の一端があるのではないかということとで質問をさせていただいています。この点について、やはり認識をしっかりと改めて持っていただきたいということで、再度、お伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、向出議員の質問でございますが、小泉内閣の時代のかじ取りの誤りということで申されたと思います。やはり、それは、どういうんですか、いろんな時代に何かをやり遂げようとする、どこかにひずみが出てくるものではないかなと思うんですが、私どもにもやはり鮮明に残っておりますのは、小泉内閣の時代の規制緩和というのが、私は、鮮明に残っております。この規制緩和というのは、大店舗法が緩和されながら大きな店舗が都市周辺にばんばんとでき上がってきた、そうしたところで地方の商店が疲弊していった、そういった実は現象もあるわけでございます。それは、日本全国の問題で、国の問題だ、国の責任だとおっしゃられれば国の責任かもわかりません。しかし、それを押して商店街が活性化しているところも中にはあるわけでございますので、運営の仕方かな、そんなふうにも思います。我々、こういった状況の中でも生き残り策をかけながら、これからの地方創生に取り組んでいかなければならない状況にあるように、私は感じております。誰の責任、彼の責任じゃなくって、我々自身、やはり活性化策を十分に……、地方創生によって国は支援しますよということも言っておられるのも確かでございますので、そういったことも勘案しながら地方創生に取り組んでまいりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

どうしても気になることは、今、地方の創生というのは国が呼びかけているというもので

すけれども、やはり国からいろんなメニュー、指導が来るとは思うんですけれども、やはり市町村として、笠置町として独自に、本当にそれが人口減少、またまちづくりに資する、役立つものなのかと、やはりきちっとした検証をして事業に当たっていただきたいと、そういうことで、過去の国の過ち、責任というものを確認しているところです。

さらに、国の制度でも、いろいろまちづくり、人口減少、過疎の地域に対する政策が弱かったという点があるのではないかということ指摘したいと思います。一般的には、人口が減れば財政も縮小すると。そのかわり、過疎の地域であれば過疎債を発行するなどの処置もありますけれども、それは、やはりまちづくりや人口減少対策には十分なものではないのではなかったでしょうか。

例えば、笠置町で言えば、JRのエレベーターの問題がありますけれども、これも国の補助がつくのは乗降客が一定以上いる場合と、3,000人いる場合というのが少し前の状況でした。実際には、こういう過疎の地域ほど、やはり生活環境整備にお金がかかると。ところが、人口が減少すればするほど一般的には財源が減ってくる。国の制度も、補助も、財政支援も、こうした対策に十分なことをしてこなかったというのは大きな視点として考えておく必要があることだと思います。これは指摘でとどまっておきたいんですけれども、以上、国の問題があるんだと、国もやはりもっと責任を負ってやっていってほしいんだということを町からももっと働きかけて、呼びかけていただきたいと思っています。

それで、次の質問にちょっと移らせていただきたいんですけれども、また国の問題にはなるんですけれども、今、町でいろんな取り組みを進めようとしています。ところが、基本的な生活環境の整備であるとか、仕事起こしというような問題は、町の発想能力だけでは対応できないのではないのでしょうか。例えば、以前、水力発電をできないかということで調査をして、調査の結果、できないという結果を得ましたけれども、それも、町の中で大規模にいろんな可能性、森林の有効活用はできないのかとか、水力、太陽光発電はできないのかといった調査をするためにはやはり大規模な財政支援がなければとても実行できない問題だと思います。それも、国の支援が必要だと思いますけれども、こうした問題についてもっと国に財政支援、制度的な支援も含めて求めていく考えはおありでしょうか、お聞きをいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） これからのいろんな仕事について、それぞれが今までの過去を振り返ったならば国の責任であろう、だから国の支援も当然必要である、そういうことだと思います。我々も、小水力については平成22年から調査を進めてまいりましたが、思うようにいきま

せんでした。それで、小水力について全国的にやっておられるところの行政の話をお聞きすると、小水力はやはり水の問題が大きく浮かび上がってくる。それと、やはり水路を利用しますので、ごみの問題が、今、一番大きな問題となっているんだということも言っておられます。太陽光はどうだろうか。太陽光については、今、非常な広がりを見せております。こういったものも、今後の代替エネルギーとしては必要なものになってくるのではないかなと、そんなふうに思います。

それぞれが国の支援が必要である、国の支援が必要なのか、府の支援が必要なのか、そういったところは我々住民がまず検証をしながら、我々は何を目的に何をやるんだ、だからこういうふうな支援を欲しいという、そういった計画が一番最初に来るのではないのでしょうか。私は、国の支援、府の支援をやはり受けながらやっていかなければ、財政規模の小さい笠置町のようなところではなかなか事業が進まないのではないかなと、そんなふうに思いますので、やはりこれからの事業については、我々地方自治体、府、国との連携をさらに密にしていく必要があるだろうと、そんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

町で、当然、まちづくりや人口減少問題を話し合っ、知恵を絞って、それに応じて要求していくという点はもちろん大事なんですけども、いわゆる国の——ナショナルミニマムという表現をされますけれども——国が最低限負う責任の部分というのがあるのではないかなというふうに思います。人口減少の問題で言いますと、いわゆる出生増という問題、全体として出生率を上げる、出生数を上げるという政策と、もう一つは、都市間、自治体間で人口の流動をどう調整するのかと、こういう2つの大きな視点、問題があるのではないかなというふうに思います。

出生増の問題でいきますと、やはり子供を産みたいという方でも経済的なことを理由にして、やはりちょっと控えるという方も、実際アンケートなどでも、調査結果などでも出ていますけれども、ところが国の政策としては、例えば消費税を上げるという形で、懐……、消費がふえると。さらには、年金、医療を含めて保険料、税金が上がるという形で、懐がなかなか暖まらない。さらには、最低賃金も1,000円もないほどの低い額であり、年額にしても十一、二万ぐらいが相場になっていると。さらには労働者派遣法を緩和して派遣労働者や非正規をどんどんふやしてきたと、こういう国の政策もあって、なかなか皆さんの懐が暖まらない、そういう中にあります。

6月10日の参院地方・消費者問題特別委員会では、石破地方創生担当相も賃金を上げることは地方創生のために必要不可欠だというふうに認めています。要するに、国の大きな政策というものが背景にあり、与題にあって、その上で創意工夫のあるまちづくりを町で住民の方も含めて進めていくという形でなければ、本当には人口減少であるとか、こういう過疎の状況を打開するのは、もう至難の業であるというふうな認識に自身は立っています。ぜひ、そういった認識に立って、やはり国の責任でやるべきことはきちっと国でやっていただくと、そういう視点が必要なんですけれども、先ほどの答弁ですと、町の側の問題もあるということで、それは部分的には正しいと思うんです。しかし、やはり根本的な国の大きな経済政策であるとか、根本的な生活環境の整備であるとか、そういうのは国にやはり求めなければいけないんだと、そういう立場に立つべきではないでしょうか。再度、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、向出議員の質問でございますが、まず出生率を上げる政策をということだそうでございますが、やはり住民をふやすということは現在のこの社会の中において、例えば笠置町の人口がふえるということはどこかの人口が減るんだという、人口のとり勝ちといった感じのふうに、私は思えてならない。やはり、問題の解決には、先ほどおっしゃった出生率を上げるんだという、そのところが一番大きな人口問題の解決につながっていくだろうと、私は思います。そうするためには国の施策が必要なんだということをおっしゃいます。確かに、そうであろうと思います。例えば、税金の問題、それから福祉の関係の料金の問題等におきましても、やはり国・府が大きく関与してまいります。

そのほか、最賃の話につきましては、これは都道府県で全て決められておりますので、これは一概に京都府は何ぼやから東京と一緒にしようかと、そんなわけにはいかないと思いますので、その辺はそれぞれの都道府県によるものだというふうに思います。その賃上げそのものがこれからの地方創生にはどうでもなくてはならないんだと、国の活力を上げるためには賃上げがどうしても必要なんだ、所得を上げるということが当然必要なんだと、私もそのように思います。そのように思いますが、それが全て国の責任か、国とあわせてやはり地方、そして個人の努力も必要になってくるのではないかなと、そんなふうに思います。特に、出生率の向上については、やはり個人それぞれが自覚する必要があるのではないだろうか、そんなふうに思うわけでございます。向出議員の質問に答えることになったかどうかわかりませんが、私は、そんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

出生増も大事なんですけれども、産む産まないの自由はもちろんありますので、あくまで政策的にはそれを支援していくと、そういう産みやすい環境をつくっていくということだと思っんです。

それで、もう一つなんですけれども、流動、つまり確かにどちらかから移転してくれば笠置町の人口がふえるけれども、どこかのまちの人口は減ると、そういう関係には当然あります。しかし、今問題になっているのはいわゆる都市部に人口が集中して、特に東京の場合一極集中ということで、地方創生法の中でも一極集中の解消、そういう方向は示されています。それで、人口の流動の調整についても、やはり国規模の政策がなければ並大抵のことでは達成できないのではないかと。そういうことで、出生増についても、人口の移動、流動の調整についても、やはり国が第一義的に大きな政策の責任を持っているということは指摘しておきたいと思っんです。

それで、次に移りたいと思っんですけれども、さきの議会で人口流出の原因は何かという質問をさせていただきました。若い人は結婚などして出ていくということは言われましたけれども、特に原因については明確には答弁をされませんでした。笠置町として、人口流出の原因というのはきちっと調査をしたり、何らかの形でこういう理由であるというふうに把握をされていますでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 笠置町の人口が減ってきた原因は何であるか。まず、流出する人口、それから亡くなられる人口、これは、やはり笠置町にとっても当然そういったことがあるわけであります。それで、亡くなられる方の人口の減少、これはもうやむを得ないと思っんです。ただ、流出していく人口、特に若者が流出していくその原因を探れ、なかなか難しいことだと思っんです。私は、やはり一番大きな原因は、そうですね、まず笠置町の職業の動向を見るにつけて、笠置町はサラリーマン世帯が非常に多いまちであろうと思っんです。ということは、やはり通勤される人口が非常に多い。通勤について、笠置の場合、便利のよい条件かな、アクセスの問題が出てこようかとも思っんです。163号線——我々は常に京都府にも国にも要望を上げていっているんですが、163号線も非常に大型車が多くて、交通の状態が悪い。もう一つは、JR関西線の電化が笠置までなされなかったという、こういったことも大きな原因の要素ではないかなと。そのことがやはり今の笠置町の過疎につながっている一つの原

因ではないかということも、やはり交通アクセスの問題は我々の生活だけではなくて笠置町の主力産業である観光産業にも大きく影響しているのではないかと、そんなふうに私は考えております。

やはり、これからの、今回の向出議員のテーマであります地方創生でこういったことを国にどのように要望を上げていくかという、そういった大きな仕事が平成27年度の事業計画であろうと、私は思っております。そういったいろんな話を、現在の笠置町の過疎化の原因をみんなで探り、そしてこれからどのようにしていったらいいのかと、そういった原因を探りながら今後の対応をしていくという、こういった状況が、やはり今の笠置にとっては非常に大事なことかなと、そんなふうに思います。これは、やはり町民を挙げてみんなで考えるべき問題だと思いますので、その辺のところは、よろしく願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

言われることは、そのとおりだと思います。

それで、やはり原因がわからないと有効な対策等にも、例えば今言ったようなアクセスの問題が大きいのか、それとも買い物をするところが少ないなどが理由なのか、それともそれが複合的に絡まっているのか、それらでどういう対策をするのかというのは当然変わってくると思いますので、ぜひ原因究明、住民の方も含めてしっかりとさせていただくよう要望いたします。

それで、今、前の議会での答弁でも、町の対策として荒廃農地の利用、さらには河川敷の利用、さらには委員会などではコンパクトシティという名称も出ていました。こうした政策と人口減少対策との関係、こうした政策を進めることがどのようにまちづくりやまちの活性化、人口減少対策となっていくのか、その点を説明お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 活性化対策の一番大きな施策と申しますのは、先ほど向出議員がおっしゃっておられますように、人口増加するにはどのようにすればいいのか、産業の活性化の中にやはり荒廃農地の有効利用といったものも、私は、大きな笠置町の資産の活用という面では非常に大きなものになってくるのではないかなとも思います。

そして、もう一つ、コンパクトシティですか、こういったものについては、地方創生の先行型事業で行ってまいります。これは、ある程度の計画がまとまってまいりましたので、事業を平成27年度で完成しなければならないものであると思いますので、コンパクトシティ

ですとか、そういったものについての内容については担当課のほうからも説明をいたしますが、これ今は平成26年度の地方創生の先行型事業でやっていく事業であると思います。そういった事業をやっていくことで、笠置の活性化、人口の増加につながっていくだろうと、私は考えています。やはり、雇用の創出がまず第一、それからそれに伴って人口増につながっていくんだというふうに考えております。これからの笠置町にとって、笠置町は本当に面積も少なく、資源の乏しいところでもありますので、乏しい資源をいかに有効に利用していくかというところがやっぱりこれからの我々の仕事、議会も含めて、住民の皆さん方にもその辺は御理解いただいた上で御協力を賜りたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

コンパクトシティも具体化がまだされていないということですが、コンパクトシティというのは財政の面からの縮減を目指しているのか、それとも人口増加、まちの活性化として考えているのか、この点についてちょっとお伺いをしたいんですけれども、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま向出議員のほうからコンパクトタウンの目指している方向は財政なのか、人口増なのかという部分の話でございます。

実は、人口増という話にはなるかどうかは、これからいろいろ協議を重ねながらやっていきたいというぐあいに考えております。まず、財政的な部分で申し上げれば、いろんな、今、出先等でやっている事務事業を1つのところにまとめることはランニングコストの削減になるのかなという部分での財政的な効果はあるんじゃないかなというぐあいには認識はしております。

それと、人口増でございますけれども、今まで、町長とのやりとりを聞いておりましたら、私は、笠置町はこれから人口増じゃなしに、どこかの段階で人口を抑止する必要があるというぐあいに考えております。例えば、2030年ぐらいで、自治体問題研究所であれば1,300人という人口を示しているとするなら、それから先はこの1,300人で抑止する。こういう方法も、一つの笠置町における人口の減少問題を食いとめる一つの方策ではないかなというぐあいに考えております。

と申し上げますのも、今まで話が出ております、要は特殊出生率の関係でございますけれども、笠置町は非常に低うございます。と申し上げますのも、女性の数が少ないためになか

なか出生ができない、そういう状況でございます。よって、何とかそういう若者たちが流入をしてくれればいいんですけれども、それがもし滞るようであれば、高齢者の方々が生きがいのあるまちづくりに参加することによって介護保険料やら後期保険料の抑止にもなりますし、また一日でも一年でも長く生きていただくという部分での効果があろうかなと、そういうぐあいにも我々は考えております。まだまだ今は協議の最中ですので、まだまとまっておりませんが、そういう方向性も一つの案としては考えているということでお答えさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

大合併を進めていく中で、もともとあった役場が支所になったり、閉鎖されて不便になったということもあります。コンパクトシティといった場合にも、ランニングコストが住民のサービスの低下にならないように、ぜひ、そうした視点、しっかりと念頭に置いていただきたいと思えます。

それでは、次に住民参加の仕組みづくりについて質問したいと思います。

先ほどからもありましたように、やはり住民の方も含めて、原因究明も含めてやっていくんだという答弁がありました。これまでも、いろいろな問題で住民の説明会とか、いろいろ求めてきたわけですが、まちづくりというのは、やはり町民、住民の方挙げて取り組んでいかないとなかなかうまく進まない、そういったものだと思います。今後、住民参加の仕組みづくりはどうされていかれるでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えします。

この件につきましては、現在、地方創生の策定委員会の中でも議論は行っておりますけれども、先般の議会でも、私、答弁させていただいたと思っておりますけれども、当然、住民の方々にも参加していただくという形でホームページなり掲載して、いろいろ御意見をいただくパブリックコメント的なものも考えておりますので、そこがまた参加していただく一つの場所ではなかろうかと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ぜひ、住民参加というのは一つのキーワードではないかと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと強く要望して、最後の項目に移りたいと思えます。

最後の項目として、鳥獣害の対策について質問いたします。

この問題については、これまでの議会でもたびたび取り上げてはいますが、ここで根本的な対策を求めたいと思います。今、国のほうや府のほうで基本的に進められているのは、住民の方に狩猟の免許を取っていただくと。そうした中で、鳥獣の捕獲をしていくという形で、今は猟友会の方が実際それを担われています。また、防護柵も補助金を出すという形で政策が進められていますし、前の法改正では、わな猟、網猟の取得年齢の引き下げなど、そういった対策はされてきました。しかし、これは、なかなか住民の方にとってくださってもやはり抵抗感があったり、いろんなことで進まない、難しいのではないかと。そこで、提案したいんですけれども、やはり専任の捕獲隊、そういったものを創設する。そのためには、町の予算だけでは難しいですので、府や国に対してそういったことを要望していく。そういった姿勢に町も転換して、やはり専従の捕獲隊を創設すると、これを目指していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

確かに、今、向出議員さんのほう、おっしゃっていただきましたとおり、これまでから有害鳥獣対策につきましては、捕獲といった面と、それから防除といったこの両面から取り組みを行ってきたところでございます。特に、防除の面におきましては、先ほどもおっしゃっていただきましたとおり、近年の侵入防止柵の整備によりまして農作物被害の減少には一定の効果は見られておりますと。ただし、御指摘のとおり、有害鳥獣そのものの減少にはつながっていないというところが実情と思われまます。やはり、おっしゃるとおり、根本的な対策といたしましては、鹿であるとか、イノシシであるとか、猿、それぞれの個体数、これを適正な数にまで減少させるといったことは、これは必要だというふうに考えております。かつ、そのためには、以前にもお答えさせていただきましたとおりでございますが、有害鳥獣捕獲に従事していただきます方の人材の確保といったものが重要な課題であるということは前回もお答えさせていただきましたとおり、認識しているところでございます。ただし、現在のように、狩猟免許の所持者の方が減少してきているとか、高齢化しているといった、こういった状況によりまして、捕獲従事者といった方の人材不足が非常に続いております。それとあわせまして、やはりその費用面、従事していただく方の費用弁償的な部分での費用面といったことも考えますと、なかなか向出議員さんおっしゃっていただいているとおり、あくま

で専任と、それを専門的にやっていただくという捕獲隊の整備というのは、現在の状況では難しいのではないかと、このように考えております。それで、今現在、猟友会さんのほう等をお願いしています委託料なんかにつきましても、やはりおっしゃっていただきますとおり、町独自の財源だけでは非常に厳しいところがございますので、京都府の補助金等十分活用させていただいて運営しているところではございますが、今後さらなるそういった制度の拡充、補助金等の増額等、そういったものにつきましては、機会がありましたら積極的な働きかけというものは必要かと、このように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私が想定しているのは、要するに特別職の形、特別な職務を担うという形で、国なり、府なりの職員という形、どういう身分形態、雇用形態になるかは別としても、そうした専門のやはり捕獲隊をつくらなければ、このままのやり方では一向に減らないのではないかと、そういう認識になっています。ぜひ、国に対してそういった認識でそうした捕獲隊の創設を要望していただきますよう強く求めたいと思います。

それで、今、猿を捕まえても逃がしている状況だというふうにお聞きをしていますけれども、こういった場合、たまたまにしろ、何らかの形で捕らえられたにしろ、捕獲した場合、例えばどこか対応できる自治体に移送する、もしくは近隣の市町村で共同の処理場の設置など、そうした対策、対応は考えられないんだろうかというふうに思っています。この点は、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんの御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

今おっしゃっていただきました猿を捕獲した場合、逃がしているという御指摘でございますが、今現在、猿の捕獲許可につきましては、わなの捕獲許可と銃器の両方を出しております。したがって、当然、銃器による捕獲ということは逃がせるような状態での捕獲ではないということになりますので、捕獲したもの全てを放逐、放逐しているといったわけではございません。それで、ただ、もともと猿につきましては、イノシシや鹿などと異なりまして、もともと狩猟鳥獣といったものではございませんでした。それで、かなり以前からにはなるんですが、それがやはり民家近くに出没するようになり、畑の作物等食い荒らす被害が出てきたといった中で、有害鳥獣捕獲の許可を出すに当たりまして、おりなんかで捕獲した

場合につきましては、猿というのはやはり学習能力の高い動物でもありますので、表現ちょっとどうかかわからないんですが、痛めつけて、ちょっと怖い目をさせて放逐するというような方法も、処分の許可の方法の一つとして出してきたものでございます。しかしながら、最近では、先ほどもありましたとおり、イノシシや鹿などとあわせまして、猿自身も個体数が著しい増加をしておるといった中で、笠置町におきましても、この捕獲した猿というものにつきましては、あくまで有害鳥獣捕獲というものに基づいてやっております関係上、動物愛護といったようなその観点にも十分配慮した中で、必要最小限で捕獲したのにつきましては放逐、放逐等をせずに処分をしておるといったような状況でございます。それで、市町村をまたいで何かそういうふうなこと、処分ができるような施設というふうなお話もありましたが、基本的に有害鳥獣の場合は、許可を出す時点でどのような形で処分をするかというものを定めた中で許可を出すということになっておりまして、基本的に捕まえたものを自分の行政区内で処分できないから、どこぞの市町村のほうへ持っていくということは、本来、原則的にありません。ただ、今、例外的のような形で行われておりますのが、特定外来種でのアラグマ、これにつきましては、京都北部のほうになります。和知町のほうで集めて処分をするといった施設もございます。ただ、それ以外のイノシシ、猿、鹿等につきましては、原則、捕獲したところで適正に処分するというふうなことになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

住民の方からも大分要望をいただいている件でもありまして、それから先ほど防護柵によって農作物被害は減少になってきているということをおっしゃっていただきましたけれども、一方で個体がふえれば身の危険であるとか、例えば屋根に猿が上って壊す事例であるとかいうのもお聞きをしています。この問題は、やはり町として大きな課題として位置づけて、さらに府や国に対しても要望を求めていっていただいて、しっかりとした対策を講じていただくようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後2時23分

再 開 午後2時32分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

3番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

きょうは2点、いこいと観光問題、先にいこいのほうをやらせていただきます。

まず最初に、なぜ、このかしばの契約が3年契約であるのに、2年で契約解除されたのか、
どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 3年契約が、何で2年で変えられるのか。

かしばの都合であります。原因は、採算が取れないということでありました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

ただ、それだけですか、ちょっといろいろ質問します。

一応、業務委託契約、25年4月に、契約の解除、第15条、これは甲乙どちらも3カ月前にやるということを書いていますね。それと、3項には、契約の解除により、甲または乙が、どちらか損害を与えたら請求することができると。そうして、この乙は、その契約解除に対して何ら違法行為というか、3%もきちっと払っておられます。むしろ、この覚書第11項で、施設の修理等について、恐らくかしばさんから、わかさぎのほうに、こういう修繕をやってくれとか、常にあったん違いますか。この前、11日に議会でもらった修繕1,900万ほどありますね、中身は、詳しく言いませんけれども。だから、そういったことを、常にかしばさんから要求があって、直してくれと、だから売り上げが落ちるんやとか、そういう話があったかどうかわかりませんよ。

そして、もう一つは、一番大きなのは、2月に入って、先ほどから出ている移譲期間がね、工事の音が突然に起こったという話を、近隣の方——私、かしばさん知りませんから直接会っていません——近隣の方とか、その辺の方、お聞きしました。そういう話をかしばさんが言っておられるというような話です。だから、その修繕……、何ぼ町に言うたって修繕してくれない。それで、赤字もあるかもわかりません。赤字だった……、わかりません。この工事が始まった幸いに、1年前倒しでやめられたんではないかと思うんです。いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 大倉議員のただいまの質問でございますが、突然変えられたのは、小修繕をやらないから変えられたという、それも一つの原因だ。そして、医院の突然の工事が原因だ。そういったことは、私は全く聞いておりません。

それは、どこから聞かれたのかわかりませんが、私どもでは、そういった事実をつかんで

おりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、医療機関を建設する場合、かしばさんと協議——この契約では、協議、第17条では、契約書に定めがないときには甲乙協議とあるが、協議されましたか。協議されたのであれば、その覚書をいただきたい。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回の医療機関並びに薬局等の建設場所は多目的広場ということで、あの部分については、あくまで笠置町のほうで現在も管理しているところでございます。よって、直接かしばさんとの契約の中には、あの多目的広場は入っておりません。ただ、協議というよりも報告等については、かしばさんのほうには連絡させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

幾ら、笠置町の多目的グラウンドであって、借りている横に、そういう施設を建てるということを、何で先に協議なり、そういうことをされなかったか。報告ということじゃなしに、事前に協議を、本来ならここにある協議、やらなければあきませんよ。これは、民間の横に建てる場合でも、後はこういう境界の明示とか、お互いにやって、家を建てるでしょう。何で、これ協議、かしばさんとね。だから、うちの土地やから建ててええという問題と、また違うんですよ。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 少し、私のほうで説明不足ありましたけれども、建設等に係る分について、当局というんですか、役場の中では協議はしておりませんが、当然、デイサービスは今まで行っていたところについては、昼食等をかしばさんのほうでお願いしてありましたし、その点については、そちらのほうとの話はあったようには聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員さんのほうの御質問について、若干、御回答させていただきます。

協議ということではございませんが、当然、話し合いはしております。それで、その時期

につきましては、昨年の9月議会以降、ある一定方向性が出た時点で、町長におかれましては、多目的広場の使用についてはこういう案があるから、町の責任において今後使用しますと。それから、あとデイサービスの移譲については、12月議会には——当然、事前にお話しさせていただいた時点でございますが——それと同時に、かしばさんのほうには、こういう案があるから事前に報告させていただきました、いうふうなことでの調整については、当然させていただいたというふうに承知しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、我々議会にも、もっと事前にどういったこととか、後でまた言いますけれども、本来なら、この契約書とか、実際、医院とかの契約書等に本当は——後でこれはまた言います——出さなあかんですよ、地方自治法上。そして、近隣の方の話ですけれども、1年早く撤退されるということは、要するに、かしばさんにはそういう不履行というか、何も契約違反がないということで、むしろ先ほど言ったように、町にそういう契約違反まがいの、まがいとかどうか分かりませんが、何か、私は言っていませんけれども、近隣の方がそういう損害賠償請求の話もあるような話も聞いています。なければいいんですけども、そういう話があるということだけ、覚えておいてください。

それでは、次に、以前に、かしばさんと、どうせ2,000万というのは保証金ですから、6月末で切れたら返さなあきませんね。以前にお聞きしたときに、別通帳にされたとお聞きしましたが、通帳の写しをいただきたいと、事前に通告していますので、いただけますか、今。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 2,000万の通帳は、別通帳でつくっているということは、以前にも御報告申し上げております。報告を申し上げている上で、まだ御不審とあらば、出させていただきますが、我々とししたら、やはり職員を信用していただきたい、そんなふうに思います。どうでもという話でしたら、閲覧をしていただいても結構です。はい、以上です。

議長（杉岡義信君） 3番、大倉君。

3番（大倉 博君） 今、それやめて、これほんだらいつ付で、いつ、どこの金融機関に定期にされましたか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

2,000万につきましては、半年定期でやっております、今現在、切りかえ等の中で、今現在の通帳につきましては、26年10月9日の日の定期預金証書を持っております。

それと、京都やましる農協南山城村支店でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それじゃ、半年で2,000万ですか、26年10月9日、京都やましる。

（「そうです」と言う者あり）

3番（大倉 博君） JAの。京都銀行は、JAだけ。

（「JAだけです」と言う者あり）

3番（大倉 博君） 2,000万。

そうすると、私、ちょっとこれ以前に、課長に、私、2,000万が入ったかどうかという通帳をいただきたいということでしたんですけども、25年7月31日にかしばさんから1,650万振り込まれています。このページでいくと、まだずっと後ろにもっと引かれて、1,659万あったのが、600万余りしかないんですね。そうすると、私、不思議なんですけれども、わかさぎにお金がないのに、急にまたこれを上げて、2,000万の定期を26年10月9日にやられたかというの。どこからお金を工面されたんですか。この時点では、ずっとこれマイナスですよ、1,650万入った途端に。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） この2,000万につきましては、かしばさんのほうから2,000万いただいて、それをそのまま定期にしたということです。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私は、課長、あなたにこれを前にいただいたんですよ。ここに、ちゃんとかしばさんから1,650万って入っているんですよ。ほんで、同じページで、同じ日付で、7月31日で619万しか残ってない、次のページにいったら、もっとマイナスになっているかもわかりません。だから、こんだけ一遍に減っているのに、何でこの26年10月に2,000万の定期預金ができるんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 最初、料理の業務委託をしたとき、出資金350万を、かしばのほうから出していただいております。そして、風呂の委託もあわせて実施するときに

2,000万という話で、その350万と、あと1,650万ですか、それをかしばさんのほうから出資いただいたということで、その350万と1,650万を合わせた中で、2,000万を定期にしたということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それは、わかっているんですよ。1,650万から一遍に1,000万も、1ページ減って2,000万に、この26年10月9日に、どこから定期預金、それをできるんですか。どこか収入がほかに、これあったんですか。ほかに。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 350万と1,650万を出資していただいた時点で、定期にしています。それで、定期の期間が何種類かあるんですけども、半年間の切りかえということでやっております。それで、今、一番新しく、現在定期証書を持っている日にちが26年10月でしたか、その日になっております。定期としては、もっと先に定期をしておくわけなんですけれども。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、何遍も言うように、2,000万の完全民営化のときに、7月31日に1,650万払われているんですよ。350万、ほんたら、これをほんまに答え出してくださいよ。町民、こんなん、我々も納得できませんよ。何で急に、こんなんね、一千何ぼの金がぼっと入ってきて、定期預金できるんですか。わかさぎにそんな金ないはずですよ。

それと、もう次。これも、同じようなことがあるんですよ。言いますよ。

今、350万おっしゃってましたね。350万も同じことなんですよ。350万で、この22年9月、民営化のときに350万入っています。そこから、ずっと減って、もうゼロになつとるんですよ。どうして、これ2,000万できるんですか。どっからお金、出たんですか。

課長、あなたから、どっか銀行から借りて、そういう迂回融資みたいこと、していませんか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 何回も申しますけれども、2,000万の出資金については、かしばさんからの入れていただいた出資……、お金から定期をしています。それと、私が、

個人から出しているような言い方をされていますけれども、それはちょっとおかしいのではないですか。私は、そんなこと一切していません。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 何度も、時間が30分しかないから、あれなんですけれども。だから、26年10月で、この25年7月に2,000万しといたらいいんですよ。されていないから、だから通帳の写しをほしいって、定期預金の写しをほしいって言っているんですよ。350万も、これも同じように、ずっと使われて、ないんですよ。答えになってないですよ、これ。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 失礼します。

大倉議員から2,000万の話は出ておりました。これも、先ほど大倉議員が推測で話されたと同じように、私もあくまで推測で話をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

まず、その当時、有限会社わかさが非常に厳しい中で、例えばかしぼさんのお金が入ってきたときに、例えば運転資金で使っていた場合があるかも知りません。350万でも同じです。その後で、笠置町のほうで、ある一定修繕とかで補填した部分が、その分に充用すれば、トータル的に2,000万を積める可能性はある。要は、それが山本課長が公費で出したという、もし、そういうお金だったら、それはちょっと言葉を改めていただきたい。大倉議員、もしそういう発言をされるようであれば、十分に下調べをして、こういうことであるということで、事前に話をしていただきたいと思います。ただ、この今資料を持っているのは大倉議員だけではないんですかね。ほかの議員さんは、そういう通帳のあれを持っておられないので、非常にわかりにくいわけです、ほか議員さんが。よって、もう少し事前に調整をした中で話をしていただきたいと思います。よろしく。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） こんなことは調整する問題違いますよ。

だから、事実をね、2,000万の事実をくださいと言うてんねんや。だから、定期預金の写しを欲しいと、いつ付で。だから、この26年10月以前にもあるはずですよ。

それと、急にこれ、この前の11月に、全員、議員さん方もいただきましたけれども、1,950万のときに、わかさぎの収入は、私が幾らあるんやと聞いたときに、確かに定期預金利子、この4月に1万7,890円、それから次の年の10月、半年で1万7,900、

だから3万6,000円弱が、これが2,000万の定期預金だとすりゃ、こんだけの預金
利子つくんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） この間の資料につきまして、金額を上げています部分につきま
しては、定期預金の利子です。それが、金額がおかしいというんでございましたら、農協な
んかでも確認していただければいいかとは思うんですけれども、定期預金の利子分ござい
ます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それじゃ、定期預金、これ元本何ぼぐらいあればこれだけの……、半年でね、1万
8,000円弱つきますか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 2,000万に対しての利子でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

2,000万で、私、これ帰ってから、郵便局近くやから聞きにいったんですよ。
2,000万やったら、今の利子で1年間定期で幾らあるかと。そうすると7,000円、
そっから税2割引かなあかん。5,600円ぐらいしかないんですよ。その勘定でいきゃ、
6,000万ほどあるはずなんですよ。しかも、これ半年ででしょう。1年で3万
6,000円ですよ。

議長（杉岡義信君） 大倉君、それね、あんた一人だけの資料を持っているだけで、ほかの者、
誰もわからへんねんや、はっきり言うて、言うてることが。

（「議長、異議あり。全員協議会開いて」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ちょっと待って、ちょっと座ってください。

この際、全協を開きます。

休 憩 午後2時55分

再 開 午後3時25分

議長（杉岡義信君） 先ほどの休憩前に続き再開をいたします。

大倉君の質問の中で、いこいの館の2,000万の金の行方がおかしいという質問がござ
いました。それで、全協をやりましたところ、適切に処理されたという経過を、皆さん、み

んな確認しました。それ以上、また詳しいことを言うと、時間がありませんので、そういうことを町民のみなさんに申し上げるところでございます。

それでは、大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この2,000万の、JAやましろですか、これを見せていただきました。ただ、言ったように、これは、私はまだ不服というか、まだ答えが350万とか、わかりません。これは、やっていたら時間がないので。それと、元本の利子、この2,000万で本当に1万8,000円、年に——これも、私も郵便局に聞いた話で、ちょっと違うんで、何かおかしいなという、そうやけれど、確かにそうやおっしゃるから、そうだと思うんですけども。

今回、以前からもずっと2,000万弱の金額を、わかさぎに繰り入れたけれども、基金が本当にカットした場合、どのように考えておられるのか。ゲートボール場の、この前、町長が塗装の話もしやなあかんという話もありました。

ふるさと基金の条例では、1億4,000万ほどしかありませんけれども、条例第5条では、わかさぎと町民グラウンド、保養センター、この保養センターというのはわかりませんが、こういったところにも使わなければなりません。

本当に、前から言っているように、このわかさぎから大規模改修をやったら、1億なんて、あっという間に消えると思うんですけども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま大倉議員の質問で、基金について、あと残り少なくなったが、今後どのように運営していくかということだと思います。

ゲートボール場に、鉄骨のさびが来ているのも事実であります。皆さん方も、よく御存じかと思います。こういった修理もやっていかなければならないだろうと、そしていこいの館のいわゆる運営について、赤が出た場合には、やはりその補填というものも考えなければいけないのではないかと。そういったことを考えると、1億4,000万ですか、こういった基金では、本当に心もとない状況にあるのも事実であります。

そういったことも含めて、今回の事業者の選定には、慎重に選定に当たってまいりたいと思います。やはり、いこいの館は、商売をしてもらって何ぼのものかだと思います。やはり、赤字を前提とした物の言い方じゃなくて、これから、いこいの館で笠置の活性化、そしていこいの館も、もうけていただくんだと、そういったことを前提としながら、業者の選定に当たっていきたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、今まで継ぎ足しの修理、修理で、本当に大規模改修する時期に来ているんじゃないかと言っておるんです。

そうして、この有限会社わかさぎを残される理由が、私にはわからないんですよ。この前、11日にもらった資料にも、アルバイト賃金が18期で34万3,400円、19期で24万1,600円、有限会社わかさぎ、前に支配人おって、社員もおったから、そういう会社設立に成り立ったと思うんですけども、アルバイト1人だけで、これどういうふう運営ね、町職員が常にほんなら、あそこに行っているんですか。その辺はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） お答えをします。

有限会社わかさぎを残す理由はどこにあるのか。だったら、廃止する理由はどこにあるのかとお聞きをしたいと思います。

有限会社わかさぎは、いこいの館の管理条例、運営及び使用料、第4条で、いこいの館は、笠置町が出資設立する有限会社わかさぎが管理運営するとなっています。前任の議員の説明にも、したとおりであります。町条例に従って、有限会社わかさぎが、いこいの館を管理運営するという事になっております。職員が1人であっても、その管理、いわゆる売り上げの管理等については、1人で十分に仕事を行っている、ということでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この前、西岡議員が、議会運営委員会かな、町長一人でわかさぎ、そんなん、社長でいけるんかという話で、私、この前、前からも質問これやって、その後、法務局で履歴事項全部証明書を取ったんですよ。そしたら、元副町長の名前が、これ、以前、何回も質問していません。検討しますで終わっているんですよ。なぜ、これ事故というか、起きた場合に、責任がこの人にもかかってくるん違うんですか。前、そういうふうな質問もしたことあります。いまだにまだ、この前、取ったところですよ。残っていますよ、町長。西岡議員のときには、一人とか言われた、確かそういう質問のときやったですよ。何も答えなかったんですけども、履歴事項全部証明取ったら、まだ名前が残っているんですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） お答えします。

山口哲志氏の監査の役職は残っております。本人の了解をいただいた上で、役職をつけながら残っていただいております。役員は2人、アルバイト職員が1名という状況の中で、管理運営を行っています。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それじゃ、以前聞いたときにも、報酬は今のところやっていないという回答を、たしかいいただきました。今、どうなんですか、そういう役員報酬は。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 私も含めて、役員報酬は出しておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

なぜ、わかさぎを、本当に残さなあかんのかわからないんです。といいますのも、笠置町と、昔、わかさぎとの、今でも契約書があり、実質機能していますけれども、ただ、当時は土地の賃貸借で月額100万円、わかさぎの温泉、最初、くみ上げで月額500万円入っておった。それが、覚書でどんどん減って、無償貸与になっておるんですけれども。だから、今回新しく業者が決まれば、先ほどから指定管理の話もちょっと出ていましたけれども、町と、直にやってね、このトライアングルで、このわかさぎを残す理由がわからないんですよ。例えば、固定資産税も入って、また戻すとか、何かその辺のところわからないんです。

そうして、共益費、月額60万8,000円ですか、それも業者からわかさぎに入って、わかさぎから入っておったわけですね。ところが、今回……。その話、また後でやります。

本当に、このわかさぎを残す理由が、まあ、言うたら、わかさぎは幽霊会社みたいなもんですよ。わからないんですよ。本当に、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 幽霊会社、まあ、ちょっとどういうことをおっしゃっておられるのかわかりませんが、我々、有限会社わかさぎは、やはり業者との中で、第三セクターという、そういった組織の中での一つの会社であるというふうに、私は思っておりますし、その有限会社わかさぎが残ることで、商取引の中において、やはり民間でしかできない商取引の中身があるわけでありまして。有限会社わかさぎ、そしていこいの館の運営についても、やはり民営会社が入っていることで、商取引上有利な面もあるわけでございますので、そういった点も含めて、今後どういった形になっていくかわかりません——わかりませんが、現在の状

況の中では、新しく入っていただく、7月1日から新しく運営していく、そういう業者についても、有限会社わかさぎからお願いするという形になろうかと思えます。将来的には、指定管理になるのか、直営になるのか、あるいは現在と同じような形になるのか、出資を募ってもっと大きい会社にしていくのか、そういったことはわかりませんが、現在のところは、今の状態の中で、次の7月1日からの運営に持っていきたいと、そんなふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

いえね、私、言うのは、やっぱりアルバイト1人の、そんな形で残して、支配人1人でもおればいいんですよ。そうでないと、今言われた、民間業者と誰がほんたら、今度の業者と誰がやるんですか、話し合いを。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 頼りないですが、私がおります。また、担当課の企画観光課もおります。

そういったところで、次の業者との話し合い等も、詳細にわたっては話し合いを進めていきたいと思えます。しかし、その前に議員の皆さん方にも御報告、相談を申し上げなければいけないという、そういったこともございますので、またわかさぎの運営委員会を早急にまたお願いしなければならないと思うわけでございます。今のところ、話が煮詰まってきておりませんので、まだ話の段階ではございません。決まるまでには、いこいの館運営委員会のほうでお世話になりながら、皆さんに御相談を申し上げていきたいと、そんなふうに思えます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

午前中から、先ほども医療機関の云々になってたけれども、我々議員も、笠置町と医療機関の契約はどうなっているのかと。前、町民からも……、の方もいろいろお叱りを受けるんですよ。この契約はどうなっているんですか。契約書、あるんですか。あれば、本当に事前に我々にも提示願わなければならないんですよ。いかがですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問につきまして御回答させていただきます。

まず、流れから申しますと、昨年8月中旬、議運を開いていただきまして、その中で契約書は提示しておりませんが、金額、それから契約方法、共益費のあり方等々について御協

議いただいたと承知しております。それに基づきまして、一応本筋として、議会で議員の皆様にご了解いただいたというふうなことで、医療機関あるいは院外薬局さん等々、当然、デイの本体の家の共益費の部分も、相手にさせていただいて、詳細な協議をしまして、ほんで契約事項については、伊左治さんについては10月20日、デイの移譲についても同じ伊左治さんなんで10月20日、それからマツヤマさんについては10月14日で契約を締結したところでございます。

公文書でございますので、要求いただければ検討の上、公開させていただけることと存じております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

公開じゃなしに、契約のときには、議会に、この地方自治法上とか、議員必携にも載っているんですよ。契約のときにはちゃんと出さなあかんでしょう、議会に。ほんで、今から言いますけれども、これは議会の議決、第96条第1項の6号、これは安いお金で譲渡とか、もしくは貸してはいけないということ。それから、財産の処分では237条の2項、これも適正な対価なくして、これを譲渡もしくは貸し付けてはならないとあるんです。そうすると、ちょっとお聞きしますけれども、町営のときには、笠置町からわかさぎ、かしばへ共益費60万8,000円渡していました。今回、医療機関からデイサービス、利用施設貸付料で年間480万ですよ。そうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

契約の議決要件ではなかったと思います。提示については、所管課のほうにちょっと確認しますけれども、議決要件ではなかったように思います。

それと、あと金額の問題でございますが、共益費のデイサービス施設利用共益費として32万9,000円、これは月です。それで、あと土地の、施設の賃貸借料ですね、共益費とは別に建物なりの管理区域の賃貸借料については7万1,000円、合わせて月額40万というふうなことでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、聞きましたように、共益費と土地と合わせて月額40万、そうすると、今度の予算、同じように民営化になっているのに、町から何でこの同じく60万8,000円を、わかさ

ぎに、これが……、ほんなダブリで出しておるといことですね。

ことしの予算書見てください。このデイサービスの共益費というのは、729万6,000円、これは前年と一緒ですわ。60万8,000円。これは、何でほんなら町から出さなあかんのですか。729万6,000円も、わかさぎからかしばに。ここに予算書に載っていますやん、これ。今言われたんは、私は、施設のあれだけで40万とっていたんですよ。当時、先輩方の23年8月に、共益費で61万3,000円やったかな、それが60万8,000円になって、物すごい協議されていました。ここにも残っています。23年8月25日、何度もこの資料をすりかえて、それをいとも簡単に、今言われた共益費が32万って、これ何でこんなに安いんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問ですが、以前から、同様の御質問がほかの議員さんからもございました。そのときにもお答えしているわけですが、あくまで双方の契約上、それを守った金額をお支払いさせていただいている。それで、40万円については、今回、デイ移譲について、相手方の医療法人伊左治さんと詳細にわたって打ち合わせ、検討して、契約させていただいた額と。あくまで今の伊左治医院さんとデイの契約をした。それで、60万8,000円は、以前、その当時の積算方法で、一義的には有限会社と契約して、それがかしばのほうに共益費としてお支払いしていたと、それはその契約で成り立っている。こっちはこっちで、今回契約させて、それぞれの契約を、行政として守らせていただいているという立場になります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

いえいえ、例えば建物をちょっと借りて、家賃5万円としますね。ほんなら、共益費、電気、水道代というのは、もうただでいいですよという感じですやん。729万は、これは何でこれ出さなあかんのですか、町から負担しやんなあかんのですか。だから、この共益費のそれやったら32万円やからね、32万円をかしばと契約したらいいんですよ。何で、これダブリで共益費32万もうてね、720万、町から出さなあかんのですか。これは、わからないですわ。何で出さなあかんのですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ちょっと、私もわかりにくい点があるんですけども、要は、担当課長が申し上げているのは、まず現在の民営に伴う医療機関とうちとの共益費の計算は、現在での単価及び面積等を置きかえて、年間の金額を出した。それと、もう一点、60万8,000円については、有限会社わかさぎとかしばの中で、その当時のいろんなものについて契約を取り交わした、それが60万8,000円と32万何ぼ。要は、その差額分を町が持ち出しているということですよね。そういうことですね。だから、契約条項は、それが生きているわけですね。だから、その中で疑義がある場合、甲乙それぞれ協議しましょうということで、かしばの社長と町長の方で、何とか金額を下げられないのかという折衝は、町長のほうで2回ほど社長とはしていただいた事実はあります。ただ、この分については、やっぱり向こうも契約条文にある以上、覚書等にある以上、何とか現在の金額でお願いしたいということで、今年度の予算に計上させていただいたということでございます。

それと、先ほど、大倉議員が、契約等とかした場合、議員にも示せ、地方自治法上あると。もし、あるなら示していただきたいんですけども、我々は、予算を組む際に、原則として当然賃借料であれば契約をして予算を組んでいますし、また条例改正があつて、予算を計上している、その辺のお互い真摯な立場でやっているつもりなんですけれども、その都度、契約が必要とするなら、事前にそういうことを言っていて、情報公開の部分で、公開があるとすると、そういう部分になるのかな、また議員さんであれば出せる部分と出せない部分があるかわかりません。よって、その辺については、今後、我々も勉強しますけれども、また議員各位におかれましても、いろいろと勉強していただけたらありがたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） だけど、デイの共益費、納得、私、いかないんですよ。納得いくようにね。わからないんですよ。

そうすると、もし次の業者が入られたら、7月にもうなくなるわね。ほんなら、もう支出がなくなるということやね。そういうことになるん違いますか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 大倉議員、そういう分は、そのまま引き継ぐんじゃないし、町長が先ほど来申し上げているとおり、いろんな業者の中で条件がございます。うちにも条件がございます。その条件を、お互い、そういう整合性を図っていく、だから共益費もその中に、私は、入ると考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、共益費、両方から、伊左治さんからもらって、その辺が私も解せん話ですわ。これは、皆さん方も一緒かどうかわかりませんが。

それはわかりません。

それと、先ほど言いましたように、財産の処分で、これは安いか高いか、どういうところで、そういった業者でね。それと、もう一度、さっきの館、建ったときには、平米800円でしたかね。何ぼやったかね。だけでしたね。そうすると、前の駐車場はどうなんですか、あれは。先ほど、何か無償という話、ちらっと言うてはったけれども、何で無償なんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員さんの御質問でございます。

デイの管理区域という面積について取り決めをしております、管理区域については、無償貸し付けというふうな契約になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） ただ、あこは、ほとんどほかの民間の方というか、病院とか来られる方がとまるだけやから、本来なら、あこ、駐車料金も取らなあかんですよ、それじゃ。

それと、今、平米800円ですね。ほな、以前から借りている向こうの年間100万円、あこ平米幾らですか。整合性はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問、単価のお話でございますが、800円を決定する際には、当然、その去年の8月のところでも御説明させていただいた近傍地の実勢価格も反映させていただきまし、現在、町有で賃貸借している平均値も参考にさせていただいた。言われている土地については、ほぼ近い数字があったというふうに記憶しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） それじゃ、以前からの100万のとは、大体それに近い近似値ということですね。

それで、デイサービスの車、まず何台あって、医療機関に何ぼかで売られたんですか。そ

の辺、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。

以前、デイサービスと、あこには居宅介護支援事業所というのがございまして、その機能も含めて6台ございました。それで、今回、デイ業務の移譲について、そのうち4台を、今回の民間の移譲業務で無償に譲渡させていただいた。この無償につきましては、年数がかなりたっておりますので、車両価格自身はないという判断の中、それとやはり移譲という笠置町の政策上、そういうものも踏まえて契約させていただいたということになっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 笠置町が、財政が裕福やったらいいんですよ、たとえ税金1円でもね。

だから、ネットで販売というか、もし医療機関、買ってなかったら、ネットでも販売できるんですよ。これは、また話、前にも言いましたけれども、いこいの館で、今度バスどうなるかわかりませんが、あのときも無償でありました。今度、かしばさんがどういうふうか、それはもう自分のものやて、売り払うかどうか知りませんが、どういうことになっているのか、当時は無償でやっておられます。あれも2年間使われました。町が無償でとかいうのは、何でこういうことがあるんですか。自分ところの家にあるやつを、ちょっとでも売ってとかいうのが、本来の筋やないんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問にお答えします。

車両等については、先ほど課長が申し上げましたとおり、減価償却等々によって車両価格が5%ぐらいということで、残存価格がそれぐらいであろうかなというぐあいに考えております。例えば、ネット販売するのもできるでしょう。ただ、新しい仕事をするんじゃないに、引き続いて同じ仕事をするに当たって、今まで乗っていた車、例えば看板でもデイサービスセンターとかいろいろ書いてある、それをそのまま使えば、逆に安くなるんじゃないかな。それと、現況に戻してネット販売するとなれば、例えば塗装をやり変えたときに売上金額等、どうなるのかなと。私というんか、あくまで笠置町が考えるのは、住民の公共・公益性を考えたときに、そのまま無償でも引き継いでいただいたら、やっぱり住民の戸惑いありませんやろし、また高齢者が利用される分ですので、それなりの車、ちょっと車両を変えてやっ

ています。だから、そういう分であれば、私は、そういうのに利用していただいたほうがいいという観点で対応したということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） いえ、ネット販売はたまたまの話で、だから医療機関に買ってもらったらいんですよ、たとえ3万でも、5万でもいいんですよ。何で、町が、税金が入ってこない、財政が豊かじゃないのに、何で無償で、先ほど言いましたように、いこいの館のバスも、古いというたって2年間ずっと使うてまいりましたやん。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。

確かに、医療機関には販売できるかもわかりません。ただ、議員も御承知だと思いますけれども、いろんな分については、減価償却がありまして、車両等については4年、5年ぐらいが、あくまで減価償却する年度でございます。それが10年過ぎていくとするなら、ほとんど価格がございませぬ。よって、廃車するよりも、そのまま引き続いて乗っていただく、それがお金をもらえるかどうかという問題はあろうかなと思いますけれども、そういう部分のデイサービスを、今までやっていた部分を民間の方が移譲していただく、そういう気持ちにも応えるというのも、行政の一つの役割ではなかろうかなと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、観光のこともちょっといきたいので、あと5分弱しかないので、1点ぐらいしか質問できないですけれども。

町長に、昨年12月に、観光協会の拠点は、産業会館か、商工会館かとお聞きしたところ、町長は、私に聞かれてもわからんと答弁をいただきました。今でも、その変わりはないですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 観光協会の拠点はということですが、観光協会は、あくまでも独立した機関であります。観光協会がどのようにお考えなのか、そのところは、私は、関与するところではないということをお知らせしたいと思います。

現在の観光協会、新しくなりました産業振興会館に入っておられるわけでございます。それも、観光協会の意思によるものであるということをお知らせを、私は、申し上げておきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

何で観光協会の意思ですねん。町長が入ってええって言わな、誰が……、あれは町の施設でしょう、あれ。町の職員が1人おられて、そこで事務もとっておられるんですよ。それが、乗っ取りみたいな形で、住所も、それから事務所が使っている46番地、それから電話番号もこれ95の2880、これ産業会館の名前、ネットで見たら載っていました、観光協会と。何で、こういう形で、しかも聞いているところでは無償でしょう。そんなもん、契約も何にもとらんと、何で。そこは、災害の拠点にもなるんですよ、事務所、産業会館の。いろんな事務所になるんですよ。何でそういう形で、無償でね。私も、時たま、きょうはここでコピーとらしてもらいましたが、あそこで1枚10円でとりに行きますよ、コピーも。ほんで、今もう狭くなったから、なかなか最近はよく行ってないですけども。あこ、ほんで運転手の方の拠点のところもあるんですよ。あこで事務をやることなんて、今この暑いのに、今はほとんど外で、暑うなってアイドリングやらなあかんのに、もうクーラーどっとかけて、休憩する場所がなくなって、車の中で休憩されておるんですよ。そういった産業会館の契約も何もなしで、しかも大体1,500万ほど、管理でもらわれるとこなんですよ。何でそういったとこに、いわゆる一般社団法人が入るんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 産業会館の設立の目的は、やはり笠置町内の産業振興に期するというところに、その大きな目的があると思います。観光笠置が入られたということで、狭くなったとおっしゃるんですが、私はそれほど不便は感じておりません。当然、産業振興会館に入られた以上は、住所も産業振興会館の住所になろうかと思います。

先ほど、乗っ取りとおっしゃいましたが、言葉を取り消してください。乗っ取りではありません。私どもは、契約を結んで、観光笠置に一部をその事務所としてお貸ししていると、そういうことでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

一般社団法人というのは、どういったことか御存じですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 大倉議員の質問の中に、時々知っていますかとか、御存じですかとか、どういう意味で、それをおっしゃるんですか。一般社団法人を知っていますかということで

すか。私の知識を、あなたは問うているということですか。ちょっと失礼でしょう。一般社団法人の意味はわからないんですか、あなた。わからないんだったら説明します。私の知識を問う意味で、それを質問されているんですか。

一般社団法人、社団法人の中でも、一般社団法人というのが一部ございます。その中で、やはり一つの組織として、観光笠置がその組織として運営をされる。そして、その組織の一般社団法人の意味は、やはり株式会社と同じような意味を持つと思います。しかし、公益性を持たないという大きなものもあるわけでありまして。やっぱり、観光笠置の目指されるところは、公益性を持った中で利益を追求していかれるということのも、一般社団法人の、私は、一つの仕事であろうと思います。やっぱり、一般社団法人とは、法人格の団体であります。そして、株式会社との一番の違いは、やっぱり利益をとことん追求していかないという、利益を追求するのも、仕事の一つなんです。株式会社のように利益だけを追求するというものではないという法人であり、いろいろこれから書かれています。ネットを見ても、一般社団法人とはいろんなことが書かれているんですが、やはり観光笠置の今の運営のやり方、私は、一番ふさわしい運営をされたかな、そんなふうな印象を持っているところでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

一応、今、大体これ前のあれでしたら年間1,500万ほど、利益というか、何か入ってくるわけですね、今まで。今、おっしゃったように、これは非営利的法人であるために、これはもうけ過ぎたら、利益を分配できないんですよ、デメリットは、一般社団法人。だから、これがどんどん積み立て……、今、その定款でどうなっているのか、理事たちの方にその報酬、それは定款で決めることらしいですけども、木津川市の方に聞いたら、理事は全然……。ただ、そういうどっか旅費とか、そういうふうな実費弁償はもらうという話をおっしゃっていました。

それと、これ1,500万で、もし利益を非営利のために分配できずたまってきたら、例えば観光協会で花火大会のお金を全部持ってもらうとか、そういうこともできんことはないとは思いますが。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 一般社団法人観光笠置も、笠置町の補助金団体であります。

観光笠置も発足したばかりです。決算は一度も打っておりません。決算を打った中で、こ

れからどのようにしていこうよという話は、観光笠置の中で、私は、決められるべきであると思います。

もう、笠置町も財政難の折から、補助金団体、補助金をこれぐらいに減らしてくださいよとおっしゃるかもわかりませんし、赤字が出た場合にもっとふやしてくれと、このようにおっしゃるかもわかりません。それは、やっぱり決算を打った中での話に、私は、お聞きをしていきたい。決算を見なければわからない、業績はわからないと思うんです。

だから、そういった状況の中で、観光笠置の決算の状況の中で、判断をしていきたいと思っています。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それじゃ、去年、産業会館の条例を改正して、今入っておられますね。わざわざ条例改正をして、包括支援センターとか。

だから、今、産業会館の条例で、観光協会、どこで読めるんか。それと、何でこれただ、恐らく無料で入っておられると思う。光熱水費や電話とか、そんなやつは何で無料で、今言いましたように、利益が幾らかあるのに、何でただというか、そういう言い方悪いけれども、入っておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 笠置町産業振興会館の設置並びに管理条例の中で、目的及び設置をうたっております。そして、第3条の中で、産業会館は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。産業会館及びこれに附属する設備の使用に関すること。町産業振興に資するための研修、その他の事業に関すること。私は、この町産業の振興に資するために、観光笠置が産業振興会館をお使いになっていると。そして、我々とししましたら、笠置町の唯一の、一番大きな、唯一と申し上げていいのかわかりませんが、観光産業の振興に資するんだという、そういった思いはございます。そういった意味で、観光笠置に入っただき、そして、何で使用料を取らないのだと、電話代もかかるじゃないか、それは先ほど申し上げましたように、決算を見ながら、また今後の方針について観光笠置と協議をしてまいりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） そんな決算見てからやなんて、何でもすることは、先にしてからやらなきゃあきませんよ。何をおっしゃっているんですか。

それで、先ほど言ったように、規則の第8条で、災害避難の利用ということがあるんですよ。産業会館は、緊急または災害発生時の避難施設として利用もあるんですよ。そういう役目も、産業会館あるんですよ。そこは、その中は拠点になるんですよ。だから、電話番号も、観光協会と産業会館、同じ電話でいいんですか。

一つ提案ですけれども、今、空き家対策がいろいろ、職員等々、やっているけれども、空き家の店舗があるから、あこを貸してもらったらええなとかいう話も、言うた中で、観光協会も、そういうふうな施設をお借りされて、そういうことをされたらいかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 今後、そういったことについては、観光笠置が判断されるべきだと、私は思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君、時間来ました。

3番（大倉 博君） わかりました。

ぜひとも、空き家対策の観点からも、そういう形でやっていただければいいんじゃないかと思います。

時間が来ましたので、これで質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成27年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

閉 会 午後4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員